

1 教育委員会関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

よろしくお願いします。

施設一体型小中一貫やまと学園の建設工事の工事期間は16か月、入札方式は総合評価条件付き一般競争入札、そして入札時期は第1四半期となっていますが、落札の見通しと着工の予定をお示してください。

○櫻井ひかり学園推進課長

施設一体型小中一貫やまと学園のスケジュールについて御質問いただきました。

スケジュールにつきましては、入札前の現時点で具体的なことを申し上げることはできませんが、近いうちに入札の募集を開始する予定としています。

落札の見通しや着工予定につきましても、現時点で確たることを申し上げることはできませんが、施設の供用開始に向け、情勢を見極めつつ関係部局と連携しながら最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだ見通しがなかなかできないということで、了解しました。

それと、施設一体型小中一貫やまと学園は、令和10年4月に開校ということで間違いないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○櫻井ひかり学園推進課長

施設一体型小中一貫やまと学園の開校について御質問いただきました。

当初の予定どおり入札や建設工事が進捗した場合、やまと学園の整備につきましては、基本設計で示していますとおり、校舎、体育館、プールは令和10年度頃の供用開始、施設全体は令和11年度頃の供用開始に向け、現在準備を進めているところでございます。

新たな施設における中学校の供用開始につきましては、校舎、体育館、プールの工事が完了した令和10年4月頃を目途に進め、一方で、小学校の供用開始につきましては、既存校舎の解体工事とグラウンド整備が継続していることから、登校時の児童の安心安全を確保する観点から、学校関係者等と引き続き供用時期について検討してまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。一部施設については11年度ということもあるということで、了解いたしました。

それから、施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針についての確認ですけれ

ども、令和4年3月に策定され4年が経過しました。そして、光井中学校及び浅江中学校の長寿命化改修が完了し、現在、やまと学園が令和10年の開校に向けて進んでおります。「施設一体型小中一貫ひかり学園の新設は、5中学校区それぞれを単位とします。」とありますけれども、少子化が進み児童生徒の減少も予想されておりますが、5中学校区にひかり学園を新設する方針については、実情を踏まえて見直すことも想定をしていますでしょうか。

○櫻井ひかり学園推進課長

ひかり学園の新設に係る方針について御質問をいただきました。

現時点では、5中学校区それぞれを単位とした学園の新設を予定しておりますが、令和4年3月に策定した「施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針」では、「社会情勢の変化等により必要が生じたときは、適宜、実情を踏まえて見直しを行う」こととしており、今後、社会情勢の変化等を踏まえて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。見直しをすることもあるということで、了解いたしました。

それから、改築の対象施設で、築70年となる年度は、室積学園の室積中学校区では、室積小学校北棟が令和15年度、島田川学園の島田中学校区では、周防小学校が令和17年度、そして、あさなえ学園の浅江中学校区では、浅江小学校中央棟が令和22年度、光井学園の光井中学校区では、光井小学校北棟が令和24年度となっております。おおむね整備のスケジュールとして、令和4年度から令和24年度頃となっており、第2期として室積学園と島田川学園、第3期として光井学園とあさなえ学園が示されましたが、令和24年度は16年後となるために、4学園の候補地検討から、地域や学校関係者等の意見調整、また土地の確保、基本計画、実施計画、実施設計、工事などを考慮して、令和24年度頃ということについてはどのように考えられていますでしょうか。

○櫻井ひかり学園推進課長

小中一貫ひかり学園の今後の進め方について御質問をいただきました。

小中一貫ひかり学園の推進に当たりましては、対象となる各学校のこれまでの経緯や立地、伝統などを十分に踏まえた上で取り組んでいくことが重要であると認識しております。

同時に、学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの核としての重要な役割も有していることから、保護者や地域の皆様への丁寧な説明を行い、子供たちの協働的な学びを確保することの必要性について、関係者間での共通認識と共有を確実に進めてまいりたいと考えております。

一方、学園の新設には多額の費用が必要となり、市全体の財政運営に大きな影響を与えることから、限られた財源の中で、市全体の財政状況を鑑みながら整備を進めていく必要があります。

したがいまして、まずは、現在着手していますやまと学園の取組を着実に進めた上で、第2期及び第3期の学園整備に向けた取組の着手時期につきましては、社会情勢の変化等により、必要が生じたときは適宜見直しを行うなど、適切な進め方を見定めてまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろんな状況があるということで、それで、現施設が築70年を超えることも想定できますけれども、その場合の70年を超えるという場合については、どのように考えていますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

現施設の利用についてということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

令和3年3月に策定いたしました「光市学校施設長寿命化計画」におきまして、長寿命化改修を実施しない施設の目標使用年数につきましては70年としておりますけれども、70年を超えると直ちに使用できなくなるというものではないというふうに認識しております。

既存校につきましては、長寿命化計画に基づきまして、不具合が生じた際の事後保全を行うほか、業者点検や学校の日常点検などで懸念が指摘されたものにつきましては、部分的に予防保全にも努めておりまして、まずは適切な維持管理を進めていくことにより、長寿命化を図ることが重要であるというふうに考えております。

また、長寿命化計画につきましては、10年ごとに見直しを行うことを基本とし、施設一体型小中一貫教育校の整備などの情勢に応じて、適宜見直しを行うこととしております。現施設が70年を迎えるまでに計画の見直し時期を迎えますことから、計画の見直しの中で在り方については整理していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。70年を超える場合もあっても、それは様々な方法でやるということで了解しました。

それから、施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針の改訂または新たな作成については、どのように考えていますでしょうか。

○櫻井ひかり学園推進課長

施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針について御質問いただきました。

現時点では、5中学校区それぞれを単位とした学園の新設を予定しておりますが、令和4年3月に策定した「施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針」では、「社会情勢の変化等により必要が生じたときは、適宜、実情を踏まえて見直しを行う」こと

としており、今後社会情勢の変化等を踏まえて適切に対応してまいります。
以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いつということはいえないんですけども、そういう状況があれば改訂もあり得るということで了解いたしました。

それから別件ですけども、伊藤公資料館企画展「令和の新収蔵品展～よみがえる 明治の彩（いろ）～」について、オープニングセレモニーの開催状況、それから参加人数をお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねの令和7年度伊藤公資料館企画展は、令和7年9月2日から令和8年3月8日までの約6か月間を3期に分け、令和年間に寄贈いただいた貴重な資料120点を展示することで、様々な視点から伊藤公の功績を考察するとともに、資料館が収蔵している古写真をAIによってカラー化し、幕末から明治の彩（いろ）を楽しんでいただきました。

お尋ねのオープニングセレモニーですが、約60人の方に御参加いただき、初日となる9月2日10時から資料館エントランスホールで開催し、市長、議長の挨拶の後、「利助くん」に扮した東荷幼稚園の園児によるくす玉割りを行いました。くす玉が割れないというハプニングもありましたが、園児たちの笑い声のおかげもあり、和やかなオープニングとなりました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、第1期が9月2日から10月26日、第2期が10月31日から1月4日、第3期が1月9日から3月8日の各期の入館者数をお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねの各期の入館者数ですが、第1期が1,002人、第2期が2,191人、第3期が883人、以上です。

申し訳ありません、速報値となりますが、以上のような人数となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。特に第2期が多いということで確認ができました。

それから、120点でありましたけれども、各期の展示品の入替えについてはどういう状況でしょうか、お示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

展示品の入替え状況ですが、展示数は3期ともに50点です。1期から2期の入替えが

37点、2期から3期の入替えが41点、3期のうち2期展示した資料は24点、3期全てで展示した資料は3点でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

状況、分かりました。

それから、これまで伊藤公資料館に歴代の内閣総理大臣の書を展示してきましたけれども、現在の高市早苗さんの書についてはどのようになっていますでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

高市内閣総理大臣の書につきましては、昨年11月に市長名で文書を送付し、依頼しております。それ以降、市長が上京した際に地元国会議員やその秘書の方にお願ひし、複数回依頼していただいておりますが、現在のところ手元には届いておりません。高市氏におかれましては、職務が多忙なことから揮毫いただけていないものと考えておりますが、御認識はいただいておりますし、御厚意で頂けるものですので、市としては引き続き依頼し、頂けるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いつか頂けると思いますけれども、しっかりとよろしくお願ひします。

それから、今行われているコレクション展「伊藤博文の外交戦略～明治前半期の近隣外交を中心に～」、これは3月13日からの開催ですが、状況はいかがでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねのコレクション展は、これまでの常設展と称しておりましたものを、収蔵する資料を活用した展示とすることからコレクション展とし、3月13日から開催しているものです。

このたびは、激動の明治前半期に光を当て、伊藤公の外交スタイルの特徴や近代日本外交史に果たした歴史的役割を明らかにすることを目的に、岩倉使節団の派遣や日清戦争といった歴史的史実に関する資料を中心に、書簡や墨書、絵画など40点を展示しております。あわせて、伊藤公資料館のコレクションとして、在職日数ランキングトップ10の歴代内閣総理大臣の書も展示し、個性あふれる書の魅力を感じていただけたらと考えております。

今後も企画展の合間を活用し、資料館が収蔵する貴重な資料を御覧いただけるよう、目的を設定しながら開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。常設展という扱いということで了解いたしました。

それから別件ですが、学校給食センター、「ドウコンディショナー冷却装置交換修繕」というのがございますけれども、5月に224万円で落札されましたが、パンの調理の設備と思いますが、どういう機能を持つ装置でしょうか。

○高橋学校給食センター所長

ドウコンディショナーは、パン生地を保冷、解凍、予熱、発酵といった一連の工程を自動制御する機械でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは修繕が必要になった状況をお示してください。

○高橋学校給食センター所長

このたびの修繕につきましては、ドウコンディショナーの冷却装置が経年劣化することで、冷却装置機能の不具合やパン生地への異物混入のおそれがあることから、年次的に冷却装置の交換を行っているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

故障したからというよりも、経年劣化ということによろしいでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

予防的な交換という意味もございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

歳出は、予算書の学校給食センター管理運営事業の修繕費で対応でよろしいでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

委員お見込みのとおり、学校給食センター管理運営事業の修繕料でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。修繕の実施はいつでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

修繕の実施時期につきましては、学校給食の提供に影響のない夏休み期間中を予定し

ております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

○中村委員

光市民ホールの利用料金の免除についてお尋ねいたします。

私は、若者がやってみたいと思ったことに挑戦できるという環境づくりは、大変重要であると考えております。特に、中学生や高校生が主体となって企画・運営する公益的な活動は、地域の活性化だけでなく、将来の人材育成という面からも大きな価値があると思っております。

そこで、そのような活動を支える制度の一つとして、光市民ホールの利用料金の免除制度についてお尋ねいたします。本市において、中学生や高校生が主体的に企画・運営する公益性の高い事業について、光市民ホールの使用料の減免制度の現状をお聞かせください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールは、市民の集会の場として、また、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るために設置しているもので、減免制度については、「光市民ホールの附属設備及び器具の使用料の額等を定める規則」第3条において、「議会または附属機関を含む執行機関が使用するときは全額」、「市内の社会教育関係団体が使用するときは規定使用料の30%以内」、「市長が特に必要と認める場合」に減免することができると定められております。

お尋ねの中学生や高校生が企画・運営する事業につきましては、現状、減免の対象にはなりませんが、学校が実施する芸術文化や青少年教育といった社会教育活動の向上に寄与すると認められる行事などについては、第2項の規定に該当するものとして、30%減額の対象としております。

なお、減免の対象となる使用料は、会場別、時間帯別などに定められた使用料をいいまして、冷暖房や音響といった設備の使用料については減免の対象とはなりません。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。実際の今の減免制度の利用状況についてはどうでしょうか。お聞かせください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

減免の状況ですが、令和6年度及び令和7年度、令和7年度については速報値となり

ますが、申請件数について申し上げますと、規則第3条第1項第1号に規定する「議会または附属機関を含む執行機関が使用」し、全額免除となった行事が、会議室等の使用も含めまして、令和6年度は78件、令和7年度は74件で、第2号に規定する「社会教育関係団体が使用」し、30%の減額をした行事が、令和6年度は4件、令和7年度は6件で、老人クラブ連合会の文化祭や、二科会写真部による写真展などによるものです。また、第2項に規定する「市長が特に必要と認めるもの」として減免した行事は、令和6年度が26件、令和7年度が25件で、島田人形浄瑠璃芝居保存会定期奉納会や、光高校吹奏楽部定期演奏会、ひかり太鼓保存会の利用などによるものです。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。先ほどの中学生、高校生が主体的に企画・運営する事業のところが、令和6年度26件と、令和7年度が25件というところに入ると思うんですけども、状況、分かりました。ありがとうございます。

今後の減免制度の見直しについて、特に教育的な観点からの見解というのをお聞かせいただきたいと思います。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

中学生や高校生が主体となった取組は、子供たちの創造性や協調性を育み、豊かな人間性を形成する上で重要な教育的価値があると考えております。また、日頃の活動の成果を市民の皆様に見ていただくことで、自信や達成感につながり、貴重な財産になるものと考えており、教育委員会としても、そうした活動を支援していくことは大切な役割と考えております。

一方で、市民ホールは社会教育施設、文化施設としての側面も持ち、利用料の減免に当たっては、受益者負担の公平性や施設維持管理コストとの整合性を図る必要もあります。

今後、教育的配慮の必要性も踏まえ、関係所管と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

中学生や高校生の主体的なこういった活動は、本人たちの成長はもちろん地域にとっても大きな財産になっていきます。実際に、高校生との意見交換会においても、光市民ホールの利用料金についての声もお聞きしました。

今後も、そうした若者のチャレンジを後押しできるという環境づくりについて、前向きな検討をお願いし、質問を終わります。ありがとうございます。

○早稲田委員

おはようございます。お願いします。

それでは、数点質問させていただきます。

「イングリッシュプラン光」の中の海外派遣事業についてお尋ねします。

令和7年度の実績と、今年度、中東情勢や物価高等、気になっているんですけど、今後の予定についてお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

中学生等海外派遣事業についてですけれども、下松市、上関町、光市の2市1町で共同実施しております。

まず、令和7年度の実績でございますけれども、派遣先は6年度と同様、オーストラリア北東部のクイーンズランド州のケアンズ、7月19日から8月4日までの16泊17日。附属光義務教育学校8年生を含む中学校2年生が9名、それから3年生が3名、計12名と派遣同行者1名の派遣を行ったところです。帰国後は、8月6日に教育委員会ホールで報告会を行ったほか、8月20日の教育フォーラム in 光におきまして、派遣の効果を広く市民等に発表いただいたところでございます。

次に、今年度でございますけれども、派遣先は昨年度と同様、オーストラリアのケアンズ、期間は7月18日から8月3日までで、昨年と同様の16泊17日で行う予定としております。派遣者につきましては、3月下旬から5月中旬にかけて募集、選考を行いまして、附属光義務教育学校8年生を含む中学校2年生が11名、3年生1名、計12名と派遣同行者1名の派遣を決定したところでございます。

派遣生徒につきましては、4回の事前研修を経まして、7月18日に派遣となる予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

先ほど申しましたけれども、ちょっと予算的なものが増額になったり、また保護者の方の負担が増えたりとか、そういったことは起こっていないでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

保護者への助成につきましては、当初予算でも御審議いただきましたけれども、1人当たり30万円ということで措置しております。

派遣費用につきましては、当初61万円から65万円程度を見込んでいたところですが、おおむね63万円程度になるのではないかとということで、保護者のほうにはその辺りの通知をしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

保護者の負担も予算のほうも予定どおりになっているようなので、安心しました。安全に行って帰ってくることを、あと、勉強が進むことを願っております。

続きまして、今度は、移転後の浅江中学校の状況についてお伺いします。

新しい空間もできていまして、新たな取組や授業内容、また地域の方との交流などについて、生徒の様子も含めてどんな感じかお示してください。

○岩政学校教育課長

移転後の浅江中学校の様子についてのお尋ねでございます。

新たな校舎での学校生活は3か月経過しましたが、現段階で把握している状況について幾つかお伝えいたします。

まず、教科等の授業におきましては、新校舎の特徴の一つであります生徒・地域交流ゾーン、それから学びの創造ゾーン、この広いスペースを活用した学習の展開が見られます。椅子やテーブルの配置、移動がしやすいために、一人で学ぶ、ペアで学ぶ、グループで学ぶなど学習形態を選択することができたり、学校図書館の本やタブレット、それから生徒が持参した資料、こういったものを複数持ち込んだりすることができますので、生徒が自分で学びを深めたり、友達と学び合ったりするための学習展開が充実してきております。

また、教室と教室の間に設置しております交流スペースでは椅子や机を常設しており、休み時間に生徒同士がリラックスした雰囲気の中で勉強を教え合ったり、会話を楽しんだりする光景が見られ、なかには一人で勉強する生徒もいたりするなど、生徒にとって大切な空間となっております。

生徒・地域交流スペースにつきましては、地域の方で構成する家庭教育支援チームによりまして、授業が終わってから下校時刻までの放課後の間、生徒が自主的に学べる時間を設ける取組を行ったり、先日の「虹の鯉のぼりプロジェクト」の実行委員会を開催したりするなど、生徒のみならず、地域の方にとっても大変使いやすい空間であるという声をいただいております。

それから、移転によりまして、浅江小学校との物理的な距離が縮まったことも効果が見て取れます。6月17日には、第1回目の「あさなエクロスタイム」と称しまして、浅江小学校の6年生が中学校の校舎で1日過ごすという取組を行いました。ここでは、中学校の校舎の中で、授業や給食、清掃を行うなど普通の日常の学校生活を過ごしたり、外国語や体育、総合的な学習の時間の授業を中学校の1年生と合同で実施したりするなどの取組を行いまして、小学生が中学校に対する憧れの思いを抱くという効果とともに、本市が進めております小中一貫教育、この新たな形が見いだせているところでございます。

昨年度末からは、周南公立大学との「地域共創教育コンソーシアム」、この取組によりまして大学生とのワークショップ等を開催しまして、生徒自身が取り組んでみたい学びや活動について提案したり、学校運営協議会の熟議において、小中学校が協働した教育活動が検討されたりしているところでございまして、今後の新たなスペースを活用した取組の展開に期待しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

随分、教育の幅といういろいろな交流が深まっている様子を今確認できました。

地域交流ゾーンでは、やっぱり地域の方々と一緒に交流できるスペースがあるというのが、とても大きいかなと考えます。

また、小学校6年生の、浅江小が近くなったということで、小学生から中学生に上がったときに、ちょっとなかなかなじめなくて、いろいろ問題がある子供の話も聞いたことがあるんですけど、もう6年生のときからそういうふう中学校に入って中学生と一緒に活動することで、安心感というか、すぐにまた中学生になったときになじめるんじゃないかと今感じました。

また、新しい試みというか、周南公立大学とのふれあいというのはすごくいいと思うので、今後も学校内だけではなくて、それぞれ地域とかいろんな多方面の方と交流を深めて、今の学校が生かされていくことをお願いしたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、別の質問に入ります。

小中学校タブレット端末更新事業の状況について、いかがでしょうか。お示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小中学校タブレット端末更新につきましては、令和9年1月から新たなタブレット端末使用に向けて、現在更新作業を進めております。新たなタブレット端末につきましては、iPad、LTEモデルとし、管理用ソフトウェアの選定やLTE通信の安定な提供などにおいて、事業者の専門性を最大限活用するため、事業者の創意工夫や導入支援などを総合的に判断するプロポーザル方式といたしまして、5月11日に募集公告を行ったところでございます。

これからプロポーザル実施要領に基づきまして審査会を行う予定でございますので、参加事業者数等の詳細な状況についての回答は控えさせていただきたいと思っております。

審査会後のスケジュールでございますけれども、審査会で優先交渉権者が決定した後、7月中には契約を締結し、12月までに新端末の導入、データ移行、旧端末のデータ消去など必要な手続を行いまして、令和9年1月からの新端末の使用を開始する予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今からというところなので、今いろいろタブレットの性能とかを聞いてもまだ決まっていない状況かなという気がいたします。常にそういう機器とかが進化していきますし、AIがどんどん進んでいきますので、またそういったところも進んでいくような結果になるような業者内容を選定していただければいいかなと思います。また進んでから、細かいことを伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、小・中・高校生の方とかからの御意見というか、そういうのも聞く機会

がありまして、小中学校の体育館のエアコンの設置状況というのが心配な学生がおられまして、それらの設置状況についてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小中学校体育館のエアコンの設置状況ということでございますので、現在の状況についてお答えいたします。

現在、小中学校体育館にはエアコンは設置しておりません。スポットクーラーを小学校3校で8台、中学校3校で8台、それぞれ保有しておるところです。

こうした中、今年度、避難所環境整備の観点から、総務部におきまして、スポットクーラーを各校に2台ずつ整備する予定としておりまして、7月中旬頃までに順次配備する予定とお伺いしております。避難時はもとより授業や行事等の学校生活でも利用することが可能でありますので、快適な学校生活の一助になるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

現在の状況を伺ったんですけれども、最近も夏が暑くて、室内で熱中症になる件数も年々増えております。特に体育館とかになるとめっちゃ暑くなると、厳しい状況かなと思うので、エアコンの設置をしてもらうのがいいとは思うんですけれども、今後の小中一貫校とか長寿命化とかいろいろなことと二重投資になるといけないと思いますので、そこもちょっと懸念しています。

ただ、防災の観点からスポットクーラーが入るということですので、そちらで十分対応できるようにお願いしたいと思うんですけれども、台数の配備とかは、今先ほど聞きましたけれども、それぞれの学校にとって大丈夫な状況なんでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

エアコンを設置して、施設内全体を冷やしたり温めたりするのに比べれば、スポットクーラー2台ということで、局部的なところでの体感しか味わうことができないかなとは思いますが、先ほど申しましたけれども、一助にはなるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

何もないよりはいいのかなと、局所だけでも涼しくなるといいのかなと思います。今後また検討していただきたいと思います。

もう一つ質問いたします。

図書館開館50周年記念事業というのが予算の概要に載っていたんですけれども、それについて詳しく教えてください。

○大濱図書館長

今後の主な取組といたしましては、来月7月18日に詩人で絵本作家でもあるアーサー・ビナード氏を講師としてお招きし、市民ホールにおいて、「絵本の向こうに日本がみえる」をテーマとした記念講演会を開催する予定としております。

また、開館記念日となる7月3日から、光市立図書館をテーマとする短歌コンクールの募集を開始し、翌7月4日土曜日からは、図書館へのお祝いメッセージの募集を開始いたします。短歌コンクールの優秀作品については、図書館まつりにおいて表彰を行い、お寄せいただいたメッセージについては、パネル展示などで紹介してまいります。

このように50周年の機運を高め、11月の図書館まつりと併せて50周年記念式典を開催する予定としております。図書館まつりと一体的に実施することで、多くの市民の皆様に御参加いただき、感謝の思いを広く共有できるよう準備を進めてまいります。

以上です。

○早稲田委員

お祝いメッセージというのは、どのような形で届けたらいいのでしょうか。書く書類がどこに配置してあるとか、そういったことについて教えてください。

○大濱図書館長

お祝いメッセージについては、現在図書館のカウンター横に置いておりますし、あと幼稚園、小学校、中学校については、全員に配布できるように先日お渡ししたところでございます。

7月4日から図書館のお祝いのメッセージの募集を開始すると申しましたが、先着500名にはなるのですけれども、そのときに記念の不織布のバッグをお配りしたいというふうに考えております。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。幼稚園とか小中学校にも配布しているということですが、これはもちろん大人の方もメッセージは書いていいということでしょうか。

○大濱図書館長

図書館のカウンター等にメッセージ用紙は置いておりますので、ぜひ記入をお願いできたらと思っております。

以上です。

○早稲田委員

多くのお祝いメッセージが届くといいなと思います。

最後にもう一つ質問をいたします。

別件ですが、大和スポーツセンターの受電設備の更新状況についてお示してください。

○三好スポーツ推進課長

大和スポーツセンターの受電設備の更新につきましては、予算要求時からの物価や人件費の高騰による影響もありまして、当初の更新予定事業費から上昇しております。現時点で、事業の着工には至っておりません。

本事業は、施設の受電設備であり、事業の重要性は十分に承知していることから、更新費用の圧縮等の対応の可否を含めて、関係所管と協議を重ね検討を行っている状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

なるほど、そうですか。いろいろ予算の影響が出ているということですが、今これが進まないことによって、何か施設にとっての不備というかそういうことは発生していないのでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

現時点におきましては、施設の運用に支障は発生しておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。運用には今影響はないということですが、予算等の上昇についての協議というのを進めていただいて、更新が無事に済みますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○中本委員

それでは、数点質問したいと思います。

まず1点でございますが、通学路の安全点検についてお聞きをしたいと思います。

全国で、登下校中での事故が増えておるといような状況であります。小中学校の通学路の点検については、各小学校、中学校で点検をしておられます。点検については、いろんな手順があるというふうに思っておりますが、たしか業務マニュアルあるいは手引書というものがあると思いますが、ちょっとこれをお聞きしたいと思います。

○岩政学校教育課長

通学路の安全点検のお尋ねでございます。

学校において通学路の危険箇所の抽出につきましては、市内の全小中学校に通学路の危険箇所の抽出を依頼しております。保護者、自治会、学校運営協議会等の協力を得ながら、交通安全、防犯、防災全ての観点から整理いただくこととしておりまして、具体的には、日常の登下校において実際に通学する児童生徒、保護者、地域の見守りボラン

ティアの方々から、気づきの用紙等を出していただく等で気づきをいただいております。

また、定期的に行われております登下校の見守り活動や立哨指導の際に、教員が児童生徒の様子を見守り、付き添って歩くなどにより危険箇所を把握しております。

安全点検の実施時間につきましては、実際に通学する時間帯での状況、これを把握することは有効な手段であると考えておりまして、先ほど申し上げました児童生徒、見守りを行う教職員、保護者、地域の方々の登下校中の気づきを重要視するとともに、過去には、光製鉄前のバス停にてバス待ちの児童生徒と歩道を走行する自転車の危険性把握のための確認、あるいは、島田地区の線路沿いにて児童生徒や通行車両数の調査を行った例もございます。

今後とも、実情に応じた点検を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

点検内容がプログラムに基づいて点検しておるということは、よく分かりました。

保護者、自治会、あるいは見守り隊、ボランティア活動によって点検に従事しているということですが、点検の方法についてや、どこでどういう形で点検をされるのか、なかなか目に見えてこない。点検は日中多分行われる。一番重要なのは、通学路の危険箇所です。点検ですから、一番車の多い時間帯、通学時間帯だというふうに私は思っておりますが、通学時間帯の点検方法、あるいは子供たちと一緒に点検される学校というのがあるかどうか、またお聞きをしたいと思います。

○岩政学校教育課長

通学時間帯の点検についてでございますが、先ほどお伝えしたとおりですが、実際に通学する児童生徒の声、それから保護者、見守りボランティア、あるいは教職員の付添い等によって、実際その時間帯での把握をしているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

私の住んでいる近くの小中学校であります。たまに先生が通学路についての安全について点検される、あるいは子供たちを見守るというような光景が見られます。小学校もそうありますが、非常に車が多い地域でありますので、車の一番多い時間帯に点検する、これが一番だというふうに思っております。

それから、通学路によっては、子供たちが一緒に点検されるということが大事だというふうに思います。子供たちに危険だという意識づけをするためには、学校、保護者あるいは自治会を含めて、一緒に点検する時間を設けなければいけないというふうに思っております。

今、若干そのようなことを触れておられましたけれども、小中学校でありますので、広範囲にわたって危険箇所があるというふうに思っております。危険箇所だと思われる箇所についての今後の対策、あるいは構成機関を含めてどのように検討されているか、

お聞きをいたしておきます。

○岩政学校教育課長

危険箇所の把握の仕方、対策についてのお尋ねでございます。

本市におきましては、教育委員会、それから小中学校、警察署、道路管理者等の関係機関からの出席によりまして、光市通学路合同点検会議、これを毎年開催しております、通学路における危険箇所の安全対策について協議しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

通学路の合同点検会議というのは、資料にも載っておりますように、構成機関で検討するということでありまして。構成機関の中に教育委員会ももちろん入っておられると思います。現場の小中学校の先生方もそこに入って、検討会議の中にいろんな意見を申し上げなければならないということでありまして、なかなか一挙にその解決に向かっていないような状況もあるようであります。ずっと毎年同じようなところが危険だと、安全を少し会議の中でその予算を含めてちゃんと整理をしてくれ、安全にしてくださいというような要望がたくさんあるんだというふうに思います。

優先度もありますけれど、学校の子供たちの安全については優先して、そういう悪い危険な区域を直していくのは当然だというふうに思っておりますので、より今から事故が起こらないように。

現状でも、また、全国的には小学校通学時の事故がかなり増加しております。これはやっぱり運転手のマナー、交通ルール遵守でございますが、気持ちは思いやり、譲り合い、また周囲の状況を十分把握して運転をしていかなければならないというふうに考えております。

なお、点検箇所の中でも横断歩道の白線が全く消えている、外側線も消えているというような状況がありますが、なかなかこれも計画的に進んでいるような状況ではありませんので、そのことも含めて庁内あるいは教育委員会を含めて再度検討し、事業をよい方向に向けて検討をお願いしておきます。

以上でこの項は終わります。

もう2点ありますが、市内の小中学校の環境整備の中で、トイレの洋式化率についてちょっとお聞きをしておきたいと思います。小中学校にある和式便器を洋式便器に改修するという取組を推進してきております。

現状では家庭での洋式トイレが普及している中で、衛生面とか健康被害の改善とかバリアフリー化、または避難所として利用向上の目的を文科省は全国的に推進してきております。

光市もいち早くトイレの洋式化に取り組んでしましたが、小中学校の洋式化率について、現状でどのような洋式化率になっているのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

トイレの洋式化率についてでございますけれども、令和7年度末の洋式化率ということで、速報値になりますけれども、小学校が71.4%、中学校が64.0%、全体では68.5%となっております。

以上でございます。

○中本委員

小中学校の洋式化が100%はちょっと無理かも分かりませんね。71.4%が小学校、中学校は64%というようなことでありました。平均すれば68.5%ぐらいかなと。全国平均としてはやや高いほうにあるのかなと。

特に山口県は今、小中学校のトイレの洋式化がちょっと遅れておりますが、それを考えれば、光市はいち早く取り組んできた成果があったというふうに思っております。

100%が可能であるかどうかということではありますが、教職員のトイレについて、まだまだ洋式化になっていないというふうなことであったと思いますが、もしよければ。よろしいですか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小中学校のトイレの洋式化につきましては、まずは児童生徒が主に学校生活の大半を過ごす普通教室である校舎棟のトイレを優先的に進めてきたところでありまして、こちらにつきましては令和3年度までにおおむね完了いたしました。こちらにつきましては、合併特例債を活用して行ったところです。

今、委員からございましたけれども、教職員が主に使用するところにつきましては、なかなか洋式化が進んでいないというところが現状でございます。

現在、財源としてもなかなか有利なものもないということがございますので、新たな整備というのは今後の学園整備等の兼ね合いもありまして、なかなか難しいのではないかと考えておりますが、例えば和式トイレが故障した際に和式トイレを修繕する場合と、それを洋式に変える場合ということの費用を比較いたしまして、洋式化のほうが安価ということであれば、学校の意向も伺いながら洋式化の検討を行うといった対応は今後も考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

教職員のトイレについては、現状的には非常に厳しいというようなことであります。なぜ厳しいか。財政的に教職員トイレを改修すれば、非常に予算がかかるということとはよく分かっております。教職員の働き方改革を含めて環境整備、衛生面を含めたら、ぜひ教職員トイレも完全な洋式にする必要があろうというふうに思っておりますので、よろしく今後の御検討をお願いしておきます。

それでは、もう1点であります、小中学校のプールのことについてちょっとお聞きをしたいと思います。

本市には、中学校 4 つ、小学校 8 の計 12 の小中学校に屋外プールがあるというふうに思っております。ほとんどが築 30 年以上経過していると。中には 40 年以上経過しているというようなプールもあるようであります。

昨年度は三井小学校、上島田小学校、光井小学校と改修されました。プールの法定年数があって大体 30 年とされておりますので、今の現状では、今ある小中学校のプールがほとんど 30 年以上を経過している。40 年を経過しているプールもあるというふうに思います。

では、プールの年間の使用です。水泳の指導時間について、どのような状況になっているのか、ちょっとまずお聞きをしておきたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

各学校にプールを設置しておりまして、それぞれ使用されております。使用期間につきましては、おおむね 6 月の中旬から 7 月の中旬にかけて、体育科の水泳学習でプールを利用しているところです。利用時間につきましては、令和 7 年度の実績で申し上げますと、速報値となりますけれども、小学校につきましては、1 校当たり年間約 54 時間、中学校は 1 校当たり年間約 20 時間となっております。

以上でございます。

○中本委員

小学校では年間 54 時間、中学校で 20 時間ということであります。中学校はプールが限られておりますので、小学校は 12 のプールがあるということで、トータル時間とすれば年間を含めて 1 校が 54 時間というような考え方でいいんでしょうかね。ちょっと確認をします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小学校は今 8 校ございますが、水泳の総利用数を 8 で割った数が年間 54 時間ということでございます。1 校当たりでございます。

以上でございます。

○中本委員

1 校当たりが 54 時間ということは、相当の時間をプールに活用しているというふうなちょっと判断をしております。

現状では、9 月になってプールを使っている小中学校が果たしてあるのかなと。6 月中にプールを使っているような学校があるのかなと。したがって、プールを使っている時間、年間で期間は 8 月。夏休みの前まで。夏休み中は学校に行きませんので、プールはもちろん使用しない。9 月に使うとしたら、中学校が部活で利用するというような状況だと思っております。

中学校の部活といいますと、今は水泳が非常に下火であって、水泳の部活でやっている生徒をあまり見かけない。そんな状況の中で、これだけ水泳の指導時間があるという

ことでありますが、それはそれでお聞きをしておきます。

そうすると、年間の指導時間、年間の使用期間、それを考えたときにずっとプールを今の現状、小中学校に残していくことになったら、教職員の負担、維持費が高騰する、また老朽化が進んでくる。施設を長寿命化するためには、また改修しなければならない。そんなことがずっと続くわけであります。

昨年度は光井小学校と上島田小学校、三井小学校の改修をされ、光井小学校では大規模改修されております。そんな状況で、次から次にそういう改修をしていく計画をしていけば、この施設のことを考えると非常に負担になってくるわけです、将来的に。

だから、去年も私が申し上げましたように、今後のプールの在り方と整備、適正化計画を先送りすることができないかというようなことを提案したことがあります、こういう適正化計画、そのことを含めて少しは検討されておりましたでしょうか。お答えができればお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

現在、プールの在り方については検討しております。その中で大規模改修をするかどうかというようなこと、それから今後共同利用をしていくかどうか、こういったことも含めて整理しているところでございます。

その中では例えば、共同利用するに当たりましては、学校間での移動ということが生じます。そういったことが課題であると認識しております。一方で現在、昨年度の工事において、やまと学園の整備に当たりまして大和中学校のプールを解体しております。

今年度は、大和中学校につきましては、大和小学校のプールを利用するという形で、バスで移動してそれから利用するという形で今やっておりますので、こういった実際にバスの移動を行う中での課題といったあたりも少し整理をしながら、在り方を整理することで今少し時間を頂いているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

全国的に都市部においたら、小学校のプールはほとんど使わないと。民間の屋根があって室内のプールをほとんど利用しているというような状況であります。

今回のやまと学園のプールの建設については、私も前に若干質問いたしましたけれども、立ち止まる必要もあるんじゃないかということをちょっと思っております。

今回は今から入札が入って校舎の建て替え、建築に入りますけれども、学園構想のやまと学園はプールが新しくなった。それはそれで今から利用していく。光井小学校は大規模改修をしておりますので、それはそれとして核として連れていく。上島田小学校も三井小学校も、核としてそのプールを利用する。今現状では共同バスを利用して、そのプールに生徒を連れていく。そして、指導時間については、バス移動だというような話もありました。全くそのとおりだというふうに思っております。

近隣自治体と同じように、維持管理費用の圧縮やプールの改修はしない。民間施設があれば、民間施設を利用するという方針を近隣では定めております。だから、適正化計

画、学校のプールの適正化計画について検討しなければいけない時期に来ている。これをやらないことによって、全ての今の小中学校の既存のプールを改修していくような計画。それはもう今時点では、ないというふうに思っております。

今の学園構想、それから旧光丘高校に浅江中学校が開校したと。それぞれの今からの事業に相当な額の投資をしなければならない。特に近隣では、下松・柳井は明確に現状のプールは活用しないと。施設の統廃合、長寿命化はやらないというような形を決めております。もちろん、岩国も周南もそういう形で今動いております。

今、やらなければいけないこと、小中一貫教育に一転してやることは、どんどんやることは重要なことであります。ただ、立ち止まって今、やらなければいけない行財政改革を進めていこうという気持ちが今は必要だというふうに思っております。

ぜひ適正化計画を早く立ち上げ、早く整理をして、今の各小中学校はどんな環境なんだろう、老朽化がどうなっているのか。どんな破損があって、プールサイドが破損あるいは更衣室が老朽化しているとか、そういうことをもう一回調査しなければ。それから、学習環境もよくしなければならない。教職員の負担も軽減しなければならない。水質検査、薬剤投入、掃除、使用水量の調整。さらに大事なことは、外部からの視線等による児童生徒たちの心理的な影響も出ているようであります。

では、総括的に適正化計画をやって、ちゃんと整理をする必要があるんだというふうに皆さん思いませんか。現状の改修したプールあるいは、やまと学園のプール、このプールの活用を拠点校として決める。最終的には、バスで全部、今改修したプールに指導に行くというような形のものを早くつくりましょうや。他市が取り組んでいるのに光市が取り組まれない、そんな状況ではないと思います。発展的に改革していくという気持ちはやっぱり持ちましょう、厳しいことを言いますが。

これは教育委員会がやったことは、大きな行財政改革に匹敵するというふうに私は思っております。片や大きい事業を中心にやっていく。片や、そういう施設の改革をやっていく。これが行財政改革の見本だというふうに私は思っております。

今後の財政健全化を一体的に進める中で、ぜひ取組が必要だというふうに思っておりますので、また機会を設けて再度質問していきたいというふうに思いますので、具体的な適正化計画が早くできますようお願いをしておきます。

以上で質疑を終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○仲山委員

今年も今のところは比較的涼しい日々が続いているようではあるんですけども、恐らく今年もかなり暑くなる時期がまたこれから参ります。熱中症が心配されるわけですけども、小学校、中学校の空調設備について、先ほど体育館については詳しくお伺いいたしました。先行委員への答弁でお伺いしました。

それと併せて、取り組んでいることとして、特別教室の空調設備を設置していくというようなことも進めておられると思いますが、その状況をお伺いしたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

特別教室へのエアコン設置についてでございますが、これまでの経緯といたしまして、まずは令和3年度、国の臨時交付金を活用いたしまして、各校の2教室にエアコンを整備しております。

それから、昨年度は、閉校となりました大和3小学校のエアコンを各小中学校の特別教室に移設するなど、既存資源の有効活用により整備を進めてきたところです。

その結果でございますけれども、令和7年度末の特別教室へのエアコン設置率は、速報値ではありますが、48.7%となっておりまして、昨年度から十数ポイントの増となっております。

日常的に使用する特別教室へのエアコンの設置につきましては、学校からも強い要望がありまして、今年度は浅江小学校の家庭科室、それから光井小学校の家庭科室、大和小学校の通級指導教室の3教室に新設予定でございます。

また、8年度当初予算でもお示ししておりますけれども、今後も年次的に整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

現時点で48.7%ですか、約半数までようやく来たというところかと思います。特別教室はかなり使用頻度がそこそこ高いほうだと思いますので、ぜひ今後とも進めていただきたいと考えているんですけれども。

今、おっしゃいました、閉校した学校の空調設備を移設するとかいうことも併せてということではあると思うんですけれども、できるだけ早い時期に整備されることを心がけていただくようお願いして質問を終わります。

○藤川委員

私からは、スクールバスの運行委託の契約内容についてお聞きいたします。

先ほどプールの共同利用で移動手段のお話もありましたけれども、今後公共交通の手段としてもスクールバスが対応すると考えたときに、今現在どのような内容で契約されているのかを確認させていただきたいと思います。

スクールバスの契約内容です。契約期間、運行時間、運転手の契約がスクールバス契約に含まれているのかどうかという点も含めてお願いいたします。

○櫻井ひかり学園推進課長

大和小学校のスクールバスの契約内容について御質問いただきました。

まず、契約期間でございますが、令和7年度から令和9年度までの3か年契約としております。

令和6年12月に入札を執行し、応札のあった3事業者と令和9年度末を終期とする複数年契約を締結しております。

続きまして、運行時間でございますが、運行時間につきましては、明確な定めはございませんが、登校便・下校便において運行することを仕様書で定めており、詳細な時刻表につきましては学校と調整して決定し、バス事業者にお知らせしております。

最後に、運転手の契約についてでございますが、バスの車両及び運転手については、ともに契約先のバス事業者が準備するものとしております。それにより、運転手の労務管理や車両の維持管理等が省力化されるというメリットや、車両の購入費、車庫の整備費など初期費用が低減され、費用の平準化が図られるというメリットがございます。

以上でございます。

○藤川委員

今現在は運行時間、登校時と下校時ということだったんですけれども、今後、国の動向からも、このスクールバスが公共交通の手段として使われるという可能性が出てくると思いますので、次回更新する前には、その辺りも視野に入れていただいて、他の所管とも情報共有を密にさせていただきまして決定していただきたいとお願いいたします。

以上です。

○林委員

1点お尋ねをいたします。本市の小中学校におきまして、防災・防火訓練についてお尋ねをいたします。

先般、他県の小学校で大きな火災が起きました。テレビを拝見して心がとても痛みました。そのような状況を鑑み、本市においては、防災・防火指導はどのようにされているのか、1点お尋ねをいたします。

○岩政学校教育課長

学校における防災・防火等の状況について、学習等についてお尋ねでございます。

各学校におきましては、火災や地震、不審者対応など様々なシチュエーションを想定して、事前に訓練を予告しないなど、そういったいろんな取組をしながら避難訓練を年間複数回、計画的に実施しているところでございます。

今、各学校では、保護者に対応する引き渡し訓練、あるいは地域の方を含めた近隣施設等の合同避難訓練を実施している中学校区もあることを御紹介しておきます。

以上でございます。

○林委員

はい、分かりました。

しかしながら、この防火訓練なんですけれど、先般の学校の状況を見ますと、高いところ、4階でしたかね、そういう状況の中で出られないというときに、児童生徒がどのような行動を取ったらよいかというのを御指導されておりますでしょうか。

○岩政学校教育課長

実際に今、防火訓練・避難訓練につきましては、家庭科室や理科室、いわゆる出火原因が特定しやすいというような場所で行われている例が大変多くございます。ただ、今回のように、いろんな状況が起こり得るということも、これから先考えて避難訓練を実施していくことも検討していかなければならないかなというふうに思っております。

児童生徒につきましては、そういった防災意識・防災学習等を実際に執り行っている学校であったりとか、K Y T 学習、危険予測学習、そういったものをしていきながら、実際に何かあったときにどういった行動を取ればよいか、ということを日常いろんな場面を使って学習しているところでございます。

以上でございます。

○林委員

いろんな場面で火災、地震とか状況を見て、年間複数回、先ほどおっしゃったように、いろんな場面というか、2階であったりとか、2階はどういうふうに……。私が言うまでもないんですけど、やはり何か起きたときにはとても慌てますので、しっかりとそれを何度もしていただくように心からお願いして終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第37号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：大隅税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

② 議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：山門財政課長 ～別紙

質 疑

○藤川委員

先ほどの補正予算書8ページの学校跡地利活用等推進事業についてお尋ねします。

塩田小学校・東荷小学校の利活用について、今現在決まっているコミュニティゾーン以外の利用方法について、今検討されているということですが、今時点での方向性として決まっていることがあればお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

コミュニティセンター、コミュニティゾーン以外でということですが、現在、塩田、東荷ともにコミュニティゾーンと位置づけた以外のエリアにつきましては、民間活力検討ゾーンと位置づけまして、民間活力の導入を視点に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○藤川委員

具体的にはどのような形態でということを考えていらっしゃいますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

現時点での想定でございますが、校舎の利活用という中で、貸し事務所、いわゆるレンタルオフィスのようなものを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤川委員

そこでは内装だとか、そういったところについては、民間の企業が行ってもいいのでしょうか。その辺りを教えてください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

現在、そういった募集を行う際の条件設定の準備を進めているところでございます。当面の想定といたしましては、夏頃にこうした募集に関する要領、要綱のようなものを定めて、その上で夏以降に募集を開始してまいりたいと考えております。

その中で、今委員がおっしゃったような、改修であったり、追加の整備であったり、どこまでを相手方がやっていいものにするのか、また、退出されるときには現状復旧するのかしないのか、その辺りのルールはしっかり定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤川委員

今後、この詳細については公表されるということでお伺いしました。

そのほかといたしますか、レンタルオフィスに近いんですけれども、もちろん身元調査をした上でなんですが、例えば、貸し住所だとかバーチャルオフィスと呼ばれる利用の仕方、例えば郵便物を受ける場所にするだとか、そういったバーチャルオフィスとしての利用は可能なのかということをお伺いしたいんですけれども。

というのは、やはり実家の住所では事業を始めるのは難しいという方がいらっしゃると思いますので、そういった意味で、例えばそういう場所があれば事業を始めたいなという方が増えてくるんじゃないかなというところでお尋ねしています。その辺りはいかがですか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

ただいま夏頃をめどに募集要件の策定を進めてまいりたいと申し上げましたが、まずは市内事業者を中心に募集を始めてまいりたいと考えております。

その中で、市内の方に手を挙げていただいたときに、どのような方を入居可とするのか、いわゆる入居の判定基準、こういったものも、ただいま整理しております募集要件の策定の中でしっかり調整していきたいと考えております。

あくまで現時点での想定ですが、例えば個人事業主の方であれ、特定の任意団体であれ、あるいは法人の方であれ、判定基準を満たす方であれば、基本は問題ないと考えておりますが、まさにその判定基準は現在策定中でありますので、委員の御案内の趣旨ととも少し念頭に置きながら、どのような制度にするかの検討をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤川委員

今、入居というか、入所というところでお聞きしたと思ったんですけど、今聞いたと確認したんですが、バーチャルオフィスとしての活用はいかがでしょうかということが

聞きたかったんですが、よろしくお願いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

どういうものをバーチャルオフィスと定義するのか理解できていない部分もあるんですが、いずれにしても、貸しオフィスという形態でお貸しをしたときに、借りられた方が常駐で使われるのか、あるいは何か御自身が作業するときの作業スペースとしてお借りするのか、様々な形態があらうかと思います。

例えば危険であるとか音が大きいとか、そういうものは、既に入居されているコミュニティセンターとか、今後入居を想定する地元幼稚園とか様々ございますので、要件を満たすことは困難と思いますが、一定程度お示しした要件の中に合致するものであれば、いわゆるバーチャルオフィスと委員がおっしゃったもの以外も含めて、入居というか利用、要は、お貸しするということですね。それは可能なのかなと思います。

ただ、バーチャルオフィスというものがどういう形態なのか、私、詳細が分かりませんので、明確な答えというのは、この場では差し控えたいと思います。

以上でございます。

○藤川委員

バーチャルオフィスというのは、実際に人がいて作業するわけではなくて、例えば貸し住所というんですかね。オフィスの住所として、拠点としての住所をお貸しするという意味のオフィスなんですけども、実際郵便がそこに届いたりだとか、そういった拠点になるオフィス。

だから、その一室が1社とは限らず、例えば何社契約あるかもしれないんですけど、そういったイメージですので、そちらのほうももう一度考えて、次回お聞きできたらと思います。よろしくお願いします。

○仲山委員

確認をさせてください。今のレンタルオフィスを想定して改修するということなんですけども、民間の方が入る場合に、テナントなんかの場合には、そちらのほうで必要な設備や何かは全部持たれて改装されて使われるという、お店であるとか事務所であるとか、そういうケースが結構多いかと思うんですけれども。

今回テナントというわけではないかもしれないんですけど、そのまま例えば什器等を運び込めば、事務所として使えるレンタルオフィスという感じで整備をする分までをやるんですかね。

それとも、本当最低限のことを整えておいて、あとはそちらでどうぞという感じになる。その辺の見通しとはどんな感じなんですかね。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、基本的な考え方の部分で言えば、今あるものを使っていくというのは基本になるかと思います。ただ一方で、事務所として貸し出していく際には当然その法適合、

今回実施設計でもお諮りしておりますが、法適合、これは市の方で責任を持ってやっていく必要があるかと思えます。

ただ、エアコンとかもある部屋もない部屋もありますし、外装もこれでいいという事業者さんもおられれば、独自に改修をされたいと、いろんな事業者さんおられると思いますので、そうしたときに、今委員がおっしゃったようなプラスアルファの改修をどこまで認めるかというのは、少し整理をしたいと思えます。まずは、今あるものでお貸しするというのを基本に整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

建物全体のほうが法に適合しないと利活用できないということもありますので、その辺り最低限ということなんだろうなと理解をいたしました。

これから貸さないし利用していただくことについての整備の中で、いろんなことがはっきりしていくんだろうと思いますが、何分、基本設計ではなくて、実施設計という段階ですので、実際のどのような手を施すかということを決めていかなきゃならない設計ですので、その辺り、今おっしゃっていた募集の要項あたりと絡んで、それがはっきりすることで、そちらのほうがはっきりしてくるというふうに理解をいたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、数点質問させていただきます。

第4次光市総合計画の策定までの、それぞれの場面での協議内容、また、携わる職員の人数、所管、役職、光市まちづくり市民協議会委員についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

それでは、お尋ねのうち、まず、それぞれの場面での協議内容ということでございますが、総合計画の策定に当たりましては、庁内組織としては、まず、部局長以上で構成する未来創生本部会議や、人口問題に関連する係長級で構成する光つながり創出チーム、庁内組織といたしましては、まちづくり市民協議会、これを中心に取り組んでいるところでございます。

それぞれの協議体では、計画の策定段階ごと、つまり、策定方針、骨子案、素案、最終案といった段階ごとに、それぞれを中心に、その時点でのイメージ案を適宜お示しし

ながら御意見を頂いているところでございます。

また、それぞれの段階ごとの案の作成に当たりましては、全庁への照会を行いまして、各部局内で協議・検討されたものを、企画調整課が取りまとめた上で整理を行っております。

関わる職員の人数、所管、役職についてでございますが、まず、未来創生本部会議では、市長、副市長、全部局等の長、光つながり創出チームでは、企画調整課、地域づくり推進課、こども政策課、農林水産課、商工振興課、観光・シティプロモーション推進課、都市政策課、文化・社会教育課から、係長級の職員10名で構成しております。

このほか、複数回にわたって全庁への照会を行っておりますが、こうした観点で申し上げれば、関わりの濃淡というものはあるかもしれませんが、全職員が総合計画の策定に関わっているというふうに認識しております。

また、まちづくり市民協議会の委員につきましては、10代から80代まで幅広い27名で構成しております。産業界、教育機関、金融機関、労働機関、市民団体、さらには公募委員まで、様々な分野から多種多様なお立場の皆様に御参画いただいております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

それから、光市公共施設等総合管理計画について、今後、人口減少もあり、財政計画は厳しい状況が予測されます。公共施設等の削減目標は、現状から可能かどうかではなく、財政計画を根拠とすることが必要ですが、どのように考えていますでしょうか。

○山門財政課長

このたびの改定では、公共施設等総合管理計画の最終年度である令和17年度の目標の見直しを行うことになります。

委員お尋ねの削減目標の根拠についてでございますが、総務省及び地方公共団体金融機構の共同事業である経営・財務マネジメント強化事業におけるアドバイザーからの助言をはじめ、公共施設等適正管理推進事業債の活用の見通しや財政計画、さらには都市施設マネジメント課が取り組んでいるまちづくり、市民サービス、行政経営の3つの視点で、市域全体の施設を俯瞰した適正配置等の基本的な方向性などから総合的に検討し、設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろんな要素がありますので、その辺を考えながら、また策定をよろしくをお願いします。

それから、用途廃止や除却をする公共施設等については、具体的な施設名を明示して、市民の理解を得ながら推進することが削減の有効な方法であると思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○山門財政課長

現在、公共施設等総合管理計画の第5章には、計画の基本方針等を踏まえ、施設類型ごとに、可能な限り具体的な施設名も記載した上で、その方向性を示しております。具体的な施設名とその方向性を示した上で、市民の皆様や施設利用者の皆様の理解を得ながら進めていくことは、削減の場合のみならず、有効な方法の一つであると認識しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的な施設を挙げながら、市民の皆さんとの協議というのが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、先日ありました固定資産税納税通知書に同封する納付書の誤送付についてですけれども、誤送付はどのような内容でしょうか。

○大隅税務課長

5月上旬から発送いたしました令和8年度固定資産税納税通知書について、受け取られた方からの連絡により、納付書の一部を誤って別の方の封筒に同封して送付していたことが判明いたしました。誤送付の可能性がある送付先に電話で確認をした結果、6件の誤送付を確認したものです。

誤送付の原因ですが、封入封緘作業を委託業者に依頼していたのですが、宛名確認が不十分であったため、別の方の納付書を誤って封筒に入れたものです。また、封入後の再確認も不十分であったため、誤送付が発生したものです。

今回の誤送付により御迷惑をおかけいたしました方に対して、速やかに謝罪と経緯説明を行い、誤って送付した納付書の回収をするとともに、改めて本来送付すべきであった方に納付書を送付しております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

誤送付がなぜ6件で済んだという状況でしょうか。

○大隅税務課長

納付書のほとんどですが、4期分の4枚を封筒に封入しております。封入作業ですが、納付書が50件、合計200枚の納付書が積まれた山から、4枚ずつ取るところを誤って3枚取ったことでずれが生じ、また、同じ山の6件後で5枚取るという2度目のミスがあったため、6件での誤送付となりました。

以上です。

○仲小路委員

たまたまそういう状況で、6件で済んだということですけども、最後まで正式にやれば最後に5枚残るので分かりましたけども、そういう状況で確認しました。

再発防止についてはどのような対策でしょうか。

○大隅税務課長

5月27日に業務を委託している業者の元に、税務課長、資産税係長、市民税係長の3名で封入封緘作業の改善確認に行き、再発防止が機能していることを確認いたしました。

確認できた実施状況ですが、作業手順の改善や作業確認の徹底がなされていることを確認いたしました。一例を申し上げますと、封入前の段階で納付書を互い違いにセットしており、間違った枚数を取るリスクの低減や、封入時に通知書と納付書の名前を確認しており、作業項目が統一されておりました。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

以上です。

○中村委員

中学生や高校生が企画・運営に参加する取組についてお尋ねいたします。

私は、これからのまちづくりにおいては、若者の声を聞くだけではなく、実際に企画や運営の段階から関わってもらうことが重要であると考えております。先日行われた高校生との意見交換会でも、若い世代ならではの率直な意見や発想に触れる機会がありました。また、自ら考え行動する経験は、将来地域を担う人材の育成にもつながるものと考えております。

そこで、本市における中学生や高校生の主体的な参画についてお尋ねいたします。

現在、本市において、中学生や高校生が企画段階から運営まで主体的に参画できる事業や仕組みには、どのようなものがあるのでしょうか。お聞かせください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

それでは、まず、若者が主体的に企画・運営から参画できる仕組みということでございますが、基本的な考え方は、光市総合計画で示す施策展開の方向の一つに、「市民参画機会の確保・充実」を示しております。この中で、若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境づくりと機会の確保・充実に努める、これを明記しております。

仕組みについてのお尋ねでございますが、委員御承知のように、行政が取り組む事業の目的や対象者などは、事業ごとに多様であることを踏まえまして、全庁一律の仕組みは設けないこととしており、個々の事業内容に精通した所管課が、ただいま申し上げた総合計画の方針を踏まえつつ、必要に応じて最適な市民参画の手法を実践していくこととしております。

次に、具体的な事業でございますが、企画調整課の所管分で主なものを申し上げますと、出前講座や移動市長室を通じて、中学生や高校生、周南公立大学の学生など、若い世代がまちづくりで主体的に関わることを促しております。

また、現在策定を進める第4次光市総合計画におきましても、まちづくり市民協議会の委員として、高校生と周南公立大学の学生にも参画いただいております、まさに新たなまちづくりに企画段階から関わっていただいているものと認識しております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。出前講座や移動市長室など、そのほかにもあるということで理解しました。

また、ほかの自治体では、若者会議や高校生実行委員会など、若者の意見や発想をまちづくりに生かすという取組も行われておりますが、本市において、今後そのような取組を推進するという考えはあるのかどうかお聞かせください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

本市では、まちづくりの最上位の計画である総合計画の策定や進捗管理に当たりまして、まちづくり市民協議会の委員に高校生や大学生を委嘱し、若者の意見や発想をまちづくりに生かす取組を既に行っております。また、移動市長室や出前講座を通じて多くの、また、多様な若い世代がそれぞれの関心に応じて主体的に関われる環境づくり、これも進めているところでございます。

こうした取組が一定の成果を上げているという認識の下で、現時点で他の自治体のような仕組み、若者会議とか高校生実行委員会などがございますが、これを直ちに導入するという考えは、現時点では持ち合わせておりません。

しかしながら、若者の意見や発想をまちづくりに生かすという視点は、大変重要であると認識しております。他市の先進的な、あるいは優れた取組事例等につきましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○中村委員

御答弁ありがとうございます。他の事例などを注視しながら、前向きに取り組んでいかれるということで理解しました。

最後の質問になるんですけれども、本市として若者が主体となって事業やイベントを企画・運営できる仕組みづくりについて、今後、新たな取組を検討するというお考えはあるのか、お聞かせください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

それでは、新たな取組の検討ということでございますが、企画調整課の所管分で申し上げますと、現在、新たな取組といたしまして、令和９年度以降のまちづくりに、周南公立大学の若く柔軟な考え方を反映させたいという考えの下、本年７月から約半年間をかけて、学生自らが本市の地域課題について議論し、深く考えていただく取組をスタートさせる予定でございます。

具体的には、同大学のインターンシップ制度、これを活用いたしまして、周南公立大学の学生が、光市のまちづくりにどのように関わりたいと考えているかといったアンケート調査の項目設定、あるいは分析などについての業務、これを本市のほうから学生の皆さんに依頼するという方式で、現在、大学側と詰めの調整を行っているところでございます。

これにより、学生の皆様が本市の地域課題に深く向き合い、主体的に企画や議論、これに参画できる環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。７月から半年間、地域課題について考えていただくということです。分かりました。ありがとうございます。

そういった、若者が参加するだけでなく、自分たちで考え形にするという、そういった経験を積めるまちが活力のあるまちだと思っております。本市においても若者の挑戦を後押しするという、そういった仕組みづくりをしっかりと今後とも進めていただくということを期待して、質問を終わります。

○早稲田委員

では、１点質問をいたします。

横芝光町との地域間交流事業の状況についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

それでは、横芝光町との地域間交流の状況ということでございますが、今年度におきましては、昨年度の取組を基本として、この友好交流事業を継続してまいりたいと考えております。

具体的な取組を、現時点における企画調整課所管分で申し上げますと、まず、光市内の取組といたしまして、ひかりふるさとまつりにおいて横芝光町の特産品展示を行う方向で調整しております。また、市役所本庁舎などのロビーにおきまして、横芝光町の文化作品を展示する友好文化交流展の開催を検討しております。

これらにつきましては、広報紙やホームページなどによる情報発信にも努めていく考えでございます。

次に、横芝光町における本市のＰＲの取組でございますが、先方の産業まつりでの光市特産品等の展示や、文化祭への本市市民の文化作品の展示・出展について先方と調整を進めていくこととしております。

これらに加えて、今年度は横芝光町において合併20周年の記念式典が開催される予定でございます。この節目を祝福し、事務レベルでの交流を深める契機とするため、式典への職員の参加について検討を進めております。この機会を通じて、さらなる連携・交流を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

それぞれの市・町で、相手のというか、光だったら横芝光町の展示品とか特産品を置いて、そちらも光のものを置いてくださるということで理解しました。

共同で何か開発するような商品とかできたらいいかなというふうに期待するところです。友好関係がさらに発展して、何かお互いプラスになるものが生まれるように願っております。

以上です。

○藤川委員

「ひかりんぐ！」の製作者の選定についてお伺いしたいと思います。

現在、協定を結ばれている業者との協定内容、期間など、お示しいただけたらと思います。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

協定内容、期間などということですが、まず、事業内容について少し簡単に触れさせていただきたいと思いますが、本サイト「ひかりんぐ！」は、光市と株式会社サイネックスとの官民共同事業としてスタートしており、サイトの構築・運営は同社が行っております。

このサイトによりまして、これまで光市のホームページでは掲載が困難であったもの、例えば地域のサークル活動であったり、市民団体、民間事業者の皆様の活動に関する主体的な情報発信、これが「ひかりんぐ！」では掲載可能ということになっております。

サイトの構築費用や日々の維持管理コストは、サイトの広告掲載費によって賄われており、市の財政支出はゼロでございます。

その上で契約期間でございますが、市と同社が締結した協定書において、令和7年9月1日から1年間を協定期間とし、双方いずれかから解約の申出がない場合、協定期間を1年延長する、つまり1年ごとに更新を繰り返していくという仕組みとなっております。

以上でございます。

○藤川委員

その内容の中で、情報をアップデートしたりだとか、変更だとか、そういったことも全て含まれているということですかね。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

情報のアップデート、記載されている情報の内容そのものは、掲載される方が順次必要に応じて更新をされるという仕組みになります。

それと、サイトそのもののアップデートといいますか、機能を増やすかどうかという視点でいいますと、これはサイネックス社が、アップデートであったり機能向上を行うこととしております。

以上でございます。

○藤川委員

では、契約内容に、具体的な全て契約内容を上げていただくのは難しいと思うんですけども、サイネックスの業務報告書、収支報告書などの提出義務というのは含まれているのでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

協定書の記載事項に、業務報告書の提出義務でありますとか、収支、この辺りの記載というものはございません。

以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。

現在は市からの委託料なども発生していないという状況なんですけれども、業者としては、サイト内の広告料なども収入があるという程度で入っていると思われます。もし、光市内の別の事業者から、「ひかりんぐ！」を製作・運営したいという申出があった場合に、現在の運営事業者と同じ条件で受け入れることは可能なのでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

この事業は、先方から市の財政負担ゼロでできますよという御提案があつて、我々がこのたび協定書を結んでさせていただいているわけでございます。

いわゆる市が仕様書を作つて業務を発注するという方式ではございませんので、もし市内の事業者で同等の業務をされる事業者が今後いらっしゃいましたら、比較検討の対処にはなろうかと思いますが、この場で直ちにその業者を選んでいくとか、選ばないということは、ちょっと御答弁は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○藤川委員

その際には公平性だとか透明性だとかいうのを確保するということが大事になってくると思うんですけれども、公募だとかプロポーザルなどの手続が必要になるのではないかなと思うんです、そういうときには。そういった点については、市としてはどのようにお考えでしょう。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

少し繰り返しになる部分もありますが、具体的な提案内容が現時点で想定できない中で、選考手法についてこの場でお答えするというのは差し控えたいと思います。

その上で、サイネックスさんと協定を結んでいる事業は、全国的にも同等の業務をされている事業者さんがおられませんので、このたび協定による事業を実施しておりますが、仮に、将来、同等のものが提供できる事業者が出てきて、比較を行い、その結果が市民サービスにとって望ましいということになれば、それは当然、検討の対象には入ってこようかと思いますが、将来の選定手法までこの場で予断を持って申し上げるのは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○藤川委員

広告費用等も含めて、お金の流通がうまく光市内で循環できたらいいなという点でちょっとお尋ねしました。

もう1点お尋ねいたします。先日の一般質問で、令和8年度のふるさと納税寄附額について厳しい状況をお伺いしました。返礼品の提供事業者の一部撤退などにより、ちょっと厳しい状況だということを聞いたんですけれども、個人からの寄附も大変貴重なんですが、以前の一般質問でも取り上げましたけれども、企業版ふるさと納税、財政負担の軽減にかなり影響をし得る制度であると考えています。

これまでの御答弁で、業者を通じた企業版ふるさと納税のマッチングを行っているという認識はあるんですけれども、そこでお伺いします。

現在、市役所とか学校で使用しているレンタル機材や消耗品等、寄附していただける事業者を公募するなどの形で募ることは可能なのでしょうか。企業版ふるさと納税の枠組みを活用して、必要物品を寄附する形で提供していただくという仕組みが構築できないかお伺いいたします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

現在、企業版ふるさと納税で、市が必要としているものを、公募する仕組みをつくる予定があるかというような御質問だと思いますが、公募という手法で募っていく考えは、現時点では持ち合わせておりません。

ただ、その代わりに業務委託という形で、委託業者を通じて、そういうマッチングといたしますか、寄附したい側の情報を我々が頂いて、必要に応じて手を挙げる、挙げないという判断をさせていただいており、寄附をしたい側、市として欲しいもの、その辺のあたりのマッチングを進めております。

以上でございます。

○藤川委員

現在は業者によるマッチングに依存しているという状況ということなんですけれども、

光市に貢献したいと考えている市外企業の方の目に留まるように、例えば、先ほどの「ひかりんぐ！」などのポータルサイトなどで、市が企業版ふるさと納税として必要しているものかどうか、サービスというのを公表する、もしくは、違う方法で寄附を募集するということは可能なんではないでしょうか。お尋ねします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

今の取組とは違う手法でということでございますが、委託業務によって寄附を募るという手法を始めて2年目になるわけですが、成果が徐々に上がってきており、当面はこの仕組みをまずは続けていきたいと思っております。

ただ、企業版ふるさと納税は、本市にとっても大変有意義なものであるという認識を持っておりますので、どのようにしたら我々の考えが企業版ふるさと納税の相手方に届くのかということについては、他市の事例も見ながら調査研究を続けてみたいと思います。現状では、直ちに別の手法に取り組む予定は持っておりません。

以上でございます。

○藤川委員

少し一例を私も挙げさせていただきたいんですけども、小浜市では企業版ふるさと納税ということは、もちろん公表して随時募集しているんですけども、企業版ふるさと納税のメリットだとか、結構、ふるさと納税の企業版ということで説明だったりだとか、お互いのメリットというところを上げたところから入って、募集というところで結構打ち出しているというところから、複数の企業から実際に寄附されているというのも確認されていますので、参考にさせていただいたらいいかなと思います。

役所としても、もちろんコンプライアンスもあると思いますけれども、お互いに知恵を絞り合って、財政が豊かになる手段を見つけられればいいかなと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○中本委員

それでは、2点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、1点であります、食品消費税の引下げについてであります。

現時点では決定した制度ではありませんが、実現をしたら2027年の令和9年4月から2年間で限定で、食品の消費税8%から1%に引き下げられるという案が検討されております。当初は0%というような話もありましたが、複雑なレジの改修システム、あるいは時間が経過をするのに、要は1%の案ということであろうかというふうに思っております。

今、政府と与野党で議論をされております。今引き下げられますと、地方財政が苦しい事態に大きな影響があるというふうに思っております。当市ではどれぐらいの歳入に影響があるのか、分かる範囲でお知らせくださいますか。

○山門財政課長

委員御案内のとおり、食料品の消費税率が現行の８％から１％に引き下げられた場合、本市財政に影響が生じるものと認識しております。

現時点で本市の影響額を見積もることは困難でございますが、国会における議論で総務大臣が、地方の税収見込みを機械的に計算すると、地方消費税分、地方交付税分、合わせて１．６兆円程度となると発言されていることは、新聞報道により承知しております。

具体的に本市に当てはめて申し上げますと、社会保障経費の重要な財源となっている地方消費税交付金や、消費税を含めた国税５税の一定割合が原資となっている地方交付税について減収が見込まれ、財源確保の課題が生じるものと考えております。また、消費税減税により市民生活や市民サービスへの様々な影響等があることも想定されています。

こうしたことから、減収に対する補填、それから財源確保等について、今後とも国の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

現時点では、なかなか詳しいことは言えないということは事実であります。９年度の４月からということで、現状では消費税が引き下げられるということは、財政に影響があるということでもありますので、ちょっといち早くそういう影響があるんだということを認識しながら、市政運営をしていかなければならないというふうに考えております。

現在は、消費税の収入は２４兆円とか２５兆円とか言われております。社会保障の財源をするためには、３０兆円を超えるようにやってくる、そういう状況の中であるというふうに思います。

国においては、自治体予算が足りないということになるので、別の形でお金を穴埋めする対策も検討しておるというふうに聞いております。その対策がどのような対策なのか、お考えを聞くのもちょっとあれなんですけど、どんな状況ですかね。ちょっとお聞きをしておきます。

○山門財政課長

なかなか令和９年度以降のことを具体的に申し上げることはできないのですが、考えられるものとしたしましては、地方特例交付金や普通交付税等が考えられると思います。以上でございます。

○中本委員

いずれにしても、政府与野党間で議論をしておりますが、別の形でのお金を穴埋めする対策は、これは十分考えているというふうに私は思っております。

地方消費税交付金でありますけど、消費税の一部として、都道府県が徴収した地方消費税の半分が各市町村に配分されるというふうに聞いております。これが今後の現状の子育て・医療・年金・介護といった社会保障制度財源に充てられるということが義務づけ

られるというふうにお聞きをいたしております。

この税収については、景気動向に左右されない安定した税収というふうに考えておりますが、より住民サービスを維持するためには重要な財源というふうに思います。

今後も、消費税1%に引き下げられると思いますが、国の動向を注視しながら、どのような方向に進んでいくのか。今、政府与野党間で議論をされておりますが、マスコミ等の声を聞きますと、記事を見ますと、既に決定するんだというような報道もあるようであります。

しっかりと国の動向を注視しながら、来年に向けてどのような形で財政計画を立てていくのか、あるいは必要な財源を必要なところに積む、必要でない財源は、よく検討しながら財政の安定化を図っていかなければならないというふうに思っております。

したがって、地方消費税交付金であります。7年度が11億9,000万円ぐらいですか、8年度が14億1,300万円。決算ベースでいうと12億6,000万円ぐらいの交付金があるというふうに確認をいたしました。

そんな状況でありますので、時期的にはまだ8か月先の来年度の話であります。今からそういう財政的な厳しい状況の中であるので、ぜひしっかりと注視しながら財政運営をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それからもう1点、無線LANの環境整備についてであります。公共施設の無線LANの整備については、8年度が周防コミュニティセンターに導入しますということでございます。

IT社会に入ったときに、市民のサービスの向上のために導入をするということであり、今、小中学校ではタブレットを持って、既にいろんなところでタブレットを持ちながら、いろんなところで全てのことを子供たちがタブレットでやっているということで、非常に勉強をさせられました。

小学校のいろんな検討会議の中で、タブレットを持ち寄って会議に進んでいって、そこで目の前でタブレットをやりながら、すごい習得率が速い。そんな状況の中で、より市民のサービスの向上のため、あるいは職員を含めて、いろんなことで、このLANの環境整備については、ぜひ導入が必要だろうというふうに思っておりますが、本庁舎を含めて、今後のお考えがあればお聞きをいたします。

○松岡情報・DX推進課長

現在、本庁舎の公衆無線LANにつきましては、Kビジョン株式会社の協力の下、地域BWA事業の公共サービスとして運用しており、各種手続等で日常的に多くの市民や来庁者の皆様が集まり、待ち時間が発生しやすい1階ロビー周辺に設置している状況です。

一方、1階以外のフロアは、1階に比べて平均滞在時間が短い傾向にあります。そのため、今後の整備に当たっては、市民や来庁者の皆様の本庁舎や公共施設の利用実態や利便性、さらには費用対効果などを総合的に検討し、効果的な情報通信環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

1 階が、LANが十分使えるということでもあります。確かに1 階に行きますと、パソコンあるいは携帯でのLANが十分使えるということはよく確認をいたしております。ただ、1 階だけでその用事が、用件が済むのかと。今後はやっぱり今のIT社会の中でもありますので、2 階・3 階を含めてLANの導入をする必要があろうというふうに思います。

出先のいろんな行政の施設であります、大体LANの導入はできると、できますと。まちでもあちこちでLANの導入をしておりますので、先端技術を活用しながら効率的な業務をしなければならない。今の状況ではデスクのパソコンでそういうことができるということはよく分かっております。

それ以外にいろんなタブレットを含めて、携帯を含めてそういう状況は十分できるというような体制を取らなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひ積極的に導入に向けてやっていただきたいということをお願いしまして終わります。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第35号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：梅本環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

この会計年度任用職員が3か月必要となった理由をお伺いします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今回の補正予算は、ごみ収集作業に従事する会計年度任用職員1名を3か月間雇用するための経費を計上するものです。

7月から9月の夏季期間中は、定期収集に加え、「クリーン光大作戦」や自治会等が実施するボランティア清掃等が増加するため、多量の草や剪定木の回収作業にも対応していく必要がございます。猛暑の中での苛酷な作業となりますので、職員の健康を考慮し会計年度任用職員1名の増員が必要となったものでございます。

以上です。

○仲山委員

承知いたしました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、行います。

今、行われております光市家庭用LED照明買替サポート補助金ですけれども、6月9日から受付が始まりましたが、直近の件数と金額をお示してください。

○小田環境政策課長

昨日6月23日現在で、申請件数259件、申請額は679万8,000円、約68%の申請割合となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。まだ残っているということで確認しました。

それから、今年度、第3次光市一般廃棄物処理基本計画が策定されますけれども、その中で生活排水処理基本計画を包含して策定しますけれども、下水道課の所管でもあります。どのように連携をしますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今年度、策定を予定しております第3次一般廃棄物処理基本計画は、現行の第2次一般廃棄物処理基本計画と同様に、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つの基本計画から構成することとしております。

生活排水処理基本計画の策定に当たっては、公共下水道の整備状況や今後の整備計画等の内容を踏まえる必要があり、下水道課との連携が不可欠でございます。

現在、下水道課が所管する内容の資料提供等を依頼しており、今後、下水道課との意見交換を行いながら環境事業課が取りまとめ、計画案を策定することとしています。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。下水道課から意見を聞きながら環境事業課で策定して確認するということで了解しました。

それから、高齢者等ごみ出し支援について、現在、可燃ごみは数世帯で設置した収集容器まで持参し、不燃ごみは自治会等の設置した不燃ごみ置場まで持参し収集しております。

しかし、高齢化や核家族化などの進展に伴い高齢者のみの世帯が増加し、ごみの収集場所まで持参することが困難な事例も発生しており、どのような支援ができるか検討してきました。

高齢者や障害者のみの世帯に対して、自宅までごみの収集に行く戸別収集の実施は有効な方法ではないかと思いますが、実施についてどのように考えていますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

高齢化社会や核家族化の進展に伴い、ごみ出しが困難となる世帯の増加が全国的な問題となっており、全国や県内の一部の自治体において高齢者等のごみ出し支援が実施されております。

本市においても、高齢者や障害者のみの世帯など、ごみ出しに課題を抱えている世帯が一定程度あると考えられますことから、現在、ニーズの把握や先進事例の調査研究に努めているところでございます。

先進事例について、対象者の条件、収集する品目や収集回数、料金等はホームページ等で確認可能な場合もありますが、収集体制や対象世帯数、事務の流れなどについては聞き取りをしないと分からないことから、引き続き先進事例の聞き取りなどを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。重要な課題として捉えられていることを確認しましたけれども、まだ実際に実施しようという段階までは行っていないということではよろしいでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今現在、ニーズの把握や先進事例の調査研究に努めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。一日でも早い解決をよろしくお願いします。

それから、ごみ袋有料化についての課題ですけれども、歳入としての指定ごみ袋販売代金はどのように金額を算出し、代金をどのように回収していますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

歳入の指定ごみ袋販売代金の算出についてでございますが、本市では、ごみ袋の種類ごと、大きさごとに販売価格を設定しており、ごみ袋を取扱店に納品した数量分が指定ごみ袋販売代金となるもので、歳入予算額は過去の実績により算出しています。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。販売店に納入した数で算出しているということで了解いたしました。

それから、もう一つは、今度、歳出としての指定ごみ袋取扱委託料の明細をお示しください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

指定ごみ袋取扱委託料の明細でございますが、ごみ袋の作製及び配送業務委託料と市に登録したごみ袋の販売店に対するごみ袋販売業務委託料となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですが、販売委託料というのは金額は幾らでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

1枚が2円ということで、1箱が500枚になっておるんですけれども、1箱税込みで1,100円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、光市指定ごみ袋の作製及び配送業務を入札により事業者を決定して委託していますが、委託料に含まれる委託業務の内容をお示してください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

ごみ袋の作製及び配送業務の内容でございますが、種類ごと、大きさごとに必要となる数量のごみ袋の作製に加え、取扱店までの配送、前年度の在庫品の引取り、保管及び在庫の管理を主な業務としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、歳入の指定ごみ袋販売代金から歳出の指定ごみ袋取扱委託料を差し引いた収支についてですが、予算において、ごみ袋有料化当初の平成19年度は歳入歳出ともに888万4,000円、それから平成20年度は歳入歳出ともに1億1,300万円と同額となっており、ごみ袋代を市民が負担するとの考えであると理解できます。

決算において、平成19年度は歳入2,852万5,000円、歳出は6,261万5,000円で収支は3,409万円の赤字、それから平成20年度は歳入が2,294万1,000円、歳出が5,275万7,000円で2,981万6,000円の赤字となっております。これは在庫分と考えられますけれども、平成19年度から令和6年度までの歳入合計は7億4,889万2,000円、それから歳出の合計は7億4,597万9,000円で収支は291万3,000円と黒字となっており、ほぼ同額で当初の考え方に合致すると言えます。

しかし、最近の収支は、令和4年度403万円の赤字、令和5年度は933万5,000円の赤字、それから令和6年度は1,192万円の赤字となっており、予算においても、令和7年度は1,696万4,000円の赤字、また令和8年度は1,552万2,000円の赤字が続いており、赤字であることについてどのように分析していますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

委員からの御指摘のとおり、近年、赤字が続いておりますが、これは歳入の基礎となるごみ袋の販売価格は導入当初から改定しておりませんが、歳出の指定ごみ袋の作製及び配送業務委託料については、物価高騰や労務費の高騰などにより委託料が増加傾向となっていることが要因というふうに分析しております。

以上でございます。

○仲小路委員

物価高騰ということでありますけれども、この赤字が今後も続くことが想定されますので抜本的な対策が必要ではないかと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今後も物価高騰等が続けば赤字が続くことが想定されます。このため、対策について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

これは非常に大事な問題ですので、しっかりと考えていただきたいと思います。

それから、今度はごみ袋有料化の改善につきまして、ごみ袋の店頭販売価格、光市のごみ袋は10枚入りの店頭販売価格ですけれども、可燃ごみが45 Lが100円、30 Lが80円、15 Lが60円、また不燃ごみは45 Lが120円、30 Lが100円、15 Lが80円となっており、不燃ごみの種類によって15 Lがないものもあります。

なお、下松市の価格は光市と同額で、周南市は可燃ごみのみ同額で不燃ごみは45 Lが133円、30 Lが106円、15 Lは79円となっております。

今後、ごみ処理のサービスの維持、向上を考えるなら、ごみ処理の有料化を実施することも考えなければならないのではないかと思います。

その方法として、多くの自治体で採用されているのが、ごみ袋の販売代金にごみ処理費分を含めるものです。市民の理解を得ながら、ごみ袋の販売価格増額も検討する必要があるのではないかと思います。この点についてどのように考えていますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

ごみ処理の有料化の導入やごみ袋の販売価格の引上げについては、市民の経済的負担が増加することになりますことから慎重に検討する必要があると考えております。

また、先ほど委員から御紹介がありましたとおり、本市のごみ袋の販売価格は同じごみ処理施設でごみを処理しております周南市、下松市と同一の価格としておりますことから、周南市、下松市との調整が必要と考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。必要性は感じながら、なかなか進めるのはいろいろと大変だということ

とが分かりました。

それで、ごみ処理は周南市、下松市の一部事務組合で行っており、ごみ袋の販売価格については意見をまとめる必要がありますが、販売価格の検討などについて話し合いは行っていますでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

周南市、下松市とは定期的にお互いの状況を確認したり意見交換等を行っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、ごみ処理の有料化の導入やごみ袋の販売価格の引上げについては市民の経済的負担が増加することとなりますことから、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては非常に重要な事項ですので、光市が一つのリーダーシップを取りながらも議題に上げていただければと思います。よろしくお願いします。

それから、次、光市空家等対策計画が策定されますけれども、空き家等の課題の解決にはその利活用は重要な施策です。関係所管との連携が必要ですが、どのように行っていますでしょうか。

○中原生活安全課長

関係所管との連携についてお答えします。

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、空き家等の問題解決に導くために生活安全課や商工振興課、観光・シティプロモーション推進課、そのほか企画調整課や税務課、防災危機管理課、環境事業課、地域づくり推進課、土木課、建築住宅課、都市政策課、光地区消防組合予防課の課長で組織する光市空家等対策庁内連携会議を設置し、空家等対策計画の作成に関することや空き家等に係る情報の共有、特定空き家等に対する措置の方針などについて検討及び調整を行っております。

今年度においては、次期空家等対策計画策定の年でもありますので、3回程度の会議開催を予定しており、相互の連携を図っているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。いろんな形で連携が取られていることは確認できました。

それから、空き家等の対策には不動産業者や建設業などの民間事業者の活用は有効ですが、これについて、連携や相談というレベルではなく民間事業者が実際に空き家等の改修や販売等に直接関わることを推進できる内容の記載としては、これは提案をしておきますのでよろしくお願いします。回答は要りません。

それから、続きまして、第5次光市男女共同参画基本計画ですが、これも今年度策定ですが、策定所管は人権推進課ですが内容は多くの所管にわたりますが、どのように策

定されますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

光市男女共同参画基本計画は、各課における取組につきまして、毎年度、取組内容や進捗状況を確認しております。また、昨年度には市民アンケートを行い、市民の皆さんの意識の変化などについても取りまとめたところです。

これらを基に人権推進課において、現在、第5次光市男女共同参画基本計画の策定に取り組んでいるところですが、その取組内容については、今後、関係各課に加筆、修正を依頼し意見を反映いたします。

その後、関係する所管との連携を図るとともに、市民組織である光市男女共同参画推進ネットワークなどからも御意見を頂き、今年度中の策定を目指し取り組んでまいります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。しっかり意見を交換しながら実施する、実施がやりやすい、そういう計画にしていただければと思います。

それから、もう一つ、第4次光市生涯学習推進プランの策定もありますけれども、策定所管は地域づくり推進課ですが内容は多くの所管にわたりますが、その記載については地域づくり推進課としては、他の所管とはどのように関わりますでしょうか。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員御質問の第4次生涯学習推進プランの策定における他の所管との関わり方についてお答えします。

第4次光市生涯学習推進プランにつきましては、地域づくり推進課が策定所管として全体の取りまとめを行いながら、関係各課と連携して策定を進めております。

具体的には、生涯学習に関連する所管である企画調整課、防災危機管理課、環境政策課、環境事業課、高齢者支援課、こども家庭課、こども政策課、健康増進課、農林水産課、都市政策課、学校教育課、人権推進課、文化・社会教育課、スポーツ推進課、図書館の係長級職員17名で構成する光市生涯学習庁内推進本部を設置しており、策定期間中に5回程度の会議を開催する予定としております。

今年度は、4月に第4次プラン骨子案について協議を行った後、各課において生涯学習に関わるこれまでの取組状況や成果指標等の達成状況を検証し、その結果を踏まえて課題の整理を行いました。

その上で、課題の解決に向けた政策の見直しや指標の設定などについて検討を進めるとともに、次期プランにおける施策の展開や成果指標等の整理を行い、現在、素案の作成に向けた準備を進めております。

こうした各課の検討内容を集約、調整し、生涯学習施策全体の方向性と整合を図りながら実効性のあるプランとなるよう取りまとめてまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常に細かい作業がされているということが分かりました。
以上で終わります。

○中村委員

お願いします。

横断歩道のラインの剥がれについて質問させていただきます。

私は、市民の皆様が日常生活の中で感じる小さな不便や不安を一つずつ解消していくことも行政の大切な役割だと考えています。先日の高校生との意見交換会においても横断歩道のラインの剥がれや夜道の暗さに関する声を頂いております。

そこで、市民の安全・安心な生活環境の確保についてお尋ねいたします。

横断歩道の標示が薄くなっている箇所が見受けられることがありますが、市として現状をどのように把握し、どのような体制で改善につなげているのかお聞かせください。

○中原生活安全課長

横断歩道の標示が薄くなっている現状の把握と、どのような体制で改善につなげているのかということですが、現状の把握については、主に市民の方々からの情報提供によります。

また、改善につきましては、横断歩道などの規制を伴う道路標示や道路標識などの交通安全施設は、山口県公安委員会が所管し維持管理や設置をしておりますことから、窓口的には光警察署交通課へ御連絡いただくようにしています。

なお、生活安全課からも必要に応じて警察署交通課へ情報提供を行い連携を図っておりますが、窓口である警察署交通課からは、要望時には地元などの利用者からの御意見などを詳しくお伺いしたいとの意向がありますので、警察署へ直接要望していただくよう御案内しております。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。市民からの連絡により把握することが多いという、管轄は警察ということで、そことも連絡されていることで理解しました。

次に、街路照明などについてなんですけど、高校生との意見交換会では夜道の暗さに対する不安の声が実際に寄せられました。若い世代が安心して通学や地域活動に参加できる環境を整えることも重要であると考えますが、市として、現状、どのように対応されているのかお聞かせください。

○中原生活安全課長

夜道の暗さに対する市としての対応についてでございますが、道路における照明につ

きましては街路照明と防犯灯がありますが、街路照明は大多数が国道、県道を中心に市内の事業者等で構成する街路照明推進協議会において、昭和46年頃から事業者からの出資などにより設置されたものでございますが、老朽化による倒壊の危険があることから年次的に計画消灯及び撤去をしております。

そのため街路照明が少なくなっているわけですが、本来は道路管理者が通行の安全を目的に設置すべきものであるため、国、県それぞれの道路管理者に対し撤去箇所を説明し、設置基準に沿った街路照明の設置をお願いしております。

防犯灯につきましては、毎年度、自治会から光警察署内にあります防犯協会に新設の要望をしていただいております。

こうしたことから、現状、市においては直接街路照明や防犯灯の設置はしていませんが、歩道通行時、防犯上、危険であるということでありましたら個別に御相談いただけたらと思います。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。国や県と連携したり、要望もされているということで理解しました。

今回の質問は、高校生との意見交換会で実際に寄せられた声を基に取り上げたものでございます。横断歩道や夜道の安全に対する不安というのは、若い世代が日常生活の中で感じているという率直な声であり、しっかりと受け止める必要があると考えております。

管理の主体はそれぞれ異なるという答弁にありましたが、市におかれては、関係機関や地域との連携を図りながら課題解決に向けた働きかけを今後とも行っていただき、安全・安心な通学環境や生活環境の確保に努めていただくことを要望し、この質問を終わります。

次に、高齢者のごみ問題について質問させていただきます。

先日、本委員会で高齢者等ごみ出し支援事業について視察を行いました。視察先では、ごみ出しが困難な高齢者等を対象に自宅前まで収集に行くなどの取組が実施されており、高齢者の生活支援につながっていると感じたところでございます。

そこでお尋ねします。

本市では、ごみ出しに困難を抱える高齢者等をどの程度、把握されているのでしょうか。また、そのような方々への支援について、現在、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

まず、高齢者等をどの程度、把握しているのかというお尋ねでございます。

環境事業課においては、ごみ出しに困難を抱えている高齢者等の人数など具体的な状況は把握していませんが、毎年度、各地域に出向いて地域のごみの収集や分別に関する市と地域の調整役を担っていただいておりますごみ減量等推進委員の皆様との会議を

実施しており、会議において、高齢者の方々にとってごみステーションが遠く、ごみ出しが大変との御意見をいただくことがございます。

また、まちづくり市民アンケートにおいても、ごみ出しが困難な高齢者への対策、支援を求める御意見もいただいておりますことから、ごみ出しに課題を抱えている世帯が一定程度あるものと認識しております。

それから、現在、どのように考えているかというお尋ねにつきましては、先行委員にもお答えいたしましたとおり、現在、高齢者等のごみ出し支援についてのニーズの把握や先進事例の調査研究を進めているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。推進委員会の会議などでの声はしっかりと確認されているということで理解しました。引き続き調査研究をお願いしたいと思います。

それに続いて、他部門との連携状況についてもお聞かせください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

先進事例では、世帯員全員が要支援や要介護認定者であることや身体または精神障害者であることなどを基本にして、親族や近隣住民、ホームヘルパーやボランティア等の協力が得られない場合を支援の対象とされております。

また、収集回数は、可燃ごみは週1回、その他のごみは月1回の頻度で対象世帯の御自宅までごみを戸別収集されているケースが多く、ごみが出されていない場合に安否確認を行っているケースもございます。

こうした支援を実施するためには、対象者の要件の確認や安否確認など福祉部局との連携が不可欠でありますことから、現在、福祉部局との意見交換等を行っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

実際に本委員会で視察に行ったところも安否確認をされているというところがありまして、しっかりとした福祉との連携もしながら取り組んでいただけたらと思います。

高齢化が進む中、ごみ出しに困難を抱える方というのは、今後、さらに増えていくということが予想されます。市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、実態把握と関係部局との連携を進めながら、本市に適した支援の在り方について引き続き研究、検討していただくことをお願いし、質問を終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○早稲田委員

では、数点、お尋ねいたします。

まず、牛島コミュニティセンターの集約化の事業の状況について、どのようになっているのかお示してください。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員御質問の牛島コミュニティセンター集約化事業の状況についてお答えします。

昭和50年に建築された牛島コミュニティセンターは、外壁の剥離や雨漏りが発生するなど老朽化が進行しているほか、人口減少や高齢化の進展によりコミュニティ活動の維持が課題となっておりました。

こうした中、島民の皆様と協議を重ねた結果、牛島ぐるみ協議会を廃止するとともに牛島コミュニティセンターを解体し、島民の皆様が室積まちぐるみ協議会の活動に参加できるようにすることについて御理解をいただいたところでございます。

また、さきの3月市議会におきまして、牛島コミュニティセンターの廃止に伴う関係条例の改正について御議決を頂きましたことから、本年9月30日をもって閉館することとしております。

閉館後は、施設の解体を行う予定としており、本年5月14日に事業者と契約を締結し、現在、解体工事に係る設計業務を進めているところでございます。

なお、長年にわたり地域活動の拠点として親しまれてきた施設でありますことから、地域の皆様に感謝の意を表するため、9月末に閉所式を執り行いたいと考えております。以上でございます。

○早稲田委員

年数がたって老朽化、人口減少等で、今回、閉館することが決まっているわけですが、今まで牛島コミュニティセンターで活動されていた方々の拠点とかについては、今後、どのような感じになるのでしょうか。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員からの再質問、コミュニティセンター廃止後の活動についてお答えします。

牛島ぐるみ協議会の廃止後も、引き続き、自治会活動や牛島憩いの家デイサービスセンターを利用した活動を通じて住民同士の交流を継続していただけるものと考えております。

また、室積まちぐるみ協議会の活動にも参加していただくことが可能であり、地域間交流の機会にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

先日、牛島のコミュニティセンターのほうに伺う機会がありまして、そのときにもい

ろいろとお話を聞いてきたんですけれども、ちょっと歩いてみたところ、やはりデイサービスの憩いの家のところには数名の方が集まって、あと、また室積からのボランティアの方々と音楽会みたいなことを行って楽しそうに、多くはないけれども皆さん集まっておられたので、今後もそこで皆さんが集まれるところがあるのだったらよいかなと実際に見て思ったところです。

高齢化が進んでいるから、わざわざ室積まで船に乗って来られるかなというところはちょっと疑問なところはあるかもしれませんが、皆さんがまた元気で活動できるところが引き続き憩いの家であればいいなと思います。

今から解体というのを設計ということですけど、一点、気になることがありまして、回答は要らないんですけれどもちょっと一つだけお伝えしておきたいことが、一般の釣り客の方々のお手洗いというかトイレのことがとても心配で、船が泊まっているときは船のトイレを借りたりできるようですけど、船がないときは今まで牛島のコミュニティセンターのトイレを利用していたのではないかと考えられるので、解体されているときや解体された場合についてのトイレについてはちょっと検討していただけたらなと思います。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、また別件の質問ですが、今度は塩田コミュニティセンターの件ですけど、塩田コミュニティセンターも訪ねましたら仮設のトイレがありました。もともと学校にあったトイレが今は使えないということになっておりまして、そのことについてどういったことかなということで質問をいたします。説明をお願いします。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員御質問の塩田コミュニティセンターのトイレについてお答えします。

昨年12月に浄化槽管理業務を委託しております業者による定期点検の際に浄化槽の水位に異常が確認されました。その後、詳細な調査を行った結果、浄化槽の劣化により便槽内の水位が基準値を下回っていることが判明し、激しい劣化のため修繕は不可能で浄化槽の更新が必要との判断に至ったことから、施設内のトイレ使用を中止することといたしました。

これを受け、本年1月末に開催されたコミュニティ協議会役員会において状況説明を行うとともに、代替措置として仮設トイレを設置することについて御理解を頂き、2月から施設内トイレの利用を停止しております。

現在は、校舎1階ピロティに多目的タイプ1基及び標準タイプ1基、西側非常階段付近に標準タイプ1基の計3基の仮設トイレを設置しております。また、利用環境の改善を図るため消臭剤の設置や月2回の清掃を実施するなど、できる限り快適に御利用いただけるよう努めております。

なお、新たな浄化槽の設置につきましては、企画調整課が進める学校跡地利活用等推進事業の実施設計と併せて検討が進められているところでございます。

施設を御利用いただく地域住民の皆様には御不便をおかけしておりますが、引き続き利用環境の維持、改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。今はまだいいかもしれないけど、夏になるとちょっと衛生上とか臭いとかが気になるかなというような形のトイレだったので、こちらの所管だけでは解決できないというか、学校跡地の関係とか企画調整課が動くことだったりするかもしれないので、すぐには難しいかもしれないけれども、できるだけ早く快適に使えるように、きちんとしたトイレが使えるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、別件の質問に入ります。

汚水処理共同化事業の工事の進捗状況についてお尋ねします。

工事は、今、どのように進んでいるのか教えてください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

それでは、汚水処理共同化事業の進捗についてお答え申し上げます。

汚水処理共同化のための整備を行っておりますし尿等受入施設の建設は、土木建築工事は土木工事と建築工事、電気機械工事は電気工事と機械工事にそれぞれ分けて実施することとしています。

現在の進捗状況でございますが、土木工事については本年5月に完工いたしました。また、建築工事、機械工事、電気工事については、先般、施工業者が決定しましたことから、現在、日本下水道事業団及び施工業者との会議を開き、施工内容の確認やスケジュールの調整等を進めているところでございます。

各工事について、現時点では、建築工事は本年9月、電気工事は令和9年3月、機械工事は令和9年6月の完工を見込んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

先般、施工業者が決まらない時期があって心配しておりましたが、決まったということではよかったと思います。

あと心配なことが、やっぱり、今、物価高騰や中東情勢の影響による部品が入らなかったりとか、プラスチックとか、シンナーとか、材料がないとかいろんなことが世間的には言われているんですけど、まずは費用が増額されるのではないかという点についてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

昨今の中東情勢などにより全国的に建築資材の高騰や調達が困難な状況となっております。本事業においても、現時点で施工業者が建築資材を確保してはおりませんので、今後、資材不足等による工期の延伸等が懸念されます。

工事費についてのお尋ねですが、現時点では御議決いただいております協定金額内で賄えるものと見込んでおりますが、価格高騰への対応等が必要となった際は事業団と協議を行い適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。まだ材料等は準備していないということで可能性としてはあるということと、あとは工事の遅延も考えられる、工期の延伸も考えられるということで、心配ですけれども工事が順調に進むように早め早めに動いていただきますようによろしくお願いいたします。

最後に、もう一つ質問です。

学生とか若い方からの質問に、虹ヶ浜や海岸のごみの状況について心配しているというような声、意見をいただいたことがあります。海岸のごみについて質問がありましたので、室積、虹ヶ浜海岸の両海岸の清掃について、今、どのような状況なのかお示してください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

環境事業課が実施している海岸清掃委託についてお答え申し上げます。

海岸清掃委託についてですけれども、室積・虹ヶ浜海岸等の美化・保全を図るため、虹ヶ浜海岸、室積海岸などの清掃を業者委託により実施しているもので、海水浴シーズンの7月から8月は月24日、その他の月は月8日、1日4時間の清掃作業を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

御意見の中で、ごみについてのどのような質問か、具体的なところはちょっと定かではなかったんですけれども、世の中では漂着ごみといいますか、プラスチックとかペットボトルとか、いろいろなごみが流れ着いてきたりしているのではないかっていうところも心配されているのかなということがあります。

今、委託業者の作業の中で、どのようなごみが多いのか、または、ごみが最近増えているのかっていうようなところについては、どのようになっているか教えてください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

ごみの現状でございますが、まず1点目のごみの種類について、主に大雨等による河川から流れてくる葦類や流木などの自然物がほとんどで、あとは廃プラスチックやペットボトル、缶などの人工物となっております。

それから、次にごみの量についてですけれども、ごみの量は、その年の例えば災害とか大雨とか、そういった状況で異なっております。

委託業者が回収したごみの全体量の過去3年間の実績を申し上げますと、令和5年度が約53.5トン、令和6年度が約33.1トン、令和7年度が約39.6トンとなっております。

以上でございます。

○早稲田委員

ごみの種類等を聞きまして、どちらかというと、大雨の後の島田川とかから流れてくるような葦とか流木とか、そういったことが多いという感じなんでしょうか。

漂着ごみとかはそんなに瀬戸内海だからないなっていう感じで聞いていらっしゃるんでしょうか。お尋ねします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

業者のほうからの聞き取りでは、ごみが漂流したものか、またはそこで出たものかというまでは把握はしてないんですけども、種類においては葦類、枯れた葦類が一番多い。ほとんど葦類っていうふうに聞いております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

どちらの海岸も、地域のボランティアの方々が結構頑張って集めている現状もありますので、比較的學生の方が心配されるほどではないのかなというふうに私自身は考えるんですけども、これからも引き続き、業者の方にぜひきれいにさせていただいて、どのようなごみがあるのかとか、量がどうなのかっていうところも把握して、また教えていただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○中本委員

それでは、数点ほど質問していきたいと思います。

まず、高齢化社会になって、あるいは障害者、高齢者がごみの集積場所にごみを持ち運びができないと、分別ができないとかいう声をたくさん聞いております。

したがって、今回はちょっと初心的なことでありますけども、まず1点目が、市内にごみの集積場所は何か所ぐらいあるか、ちょっと教えてください。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

ごみの集積箇所数でございますが、不燃ごみについては約700か所、可燃ごみについては約6,000か所ございます。

以上でございます。

○中本委員

集積場所が700か所、すごい場所がたくさんあるんだなというふうに思いました。

したがって、今現状で起きていることは、分別できない不燃ごみはシールを貼って置いて帰っております。分別の可否を誰が決めるんだろうというふうに、ちょっといろいろ考えてみました。

全部700か所に、そういう形でシールが貼って置いて帰っている。したがって、ごみを管理している自治会、あるいは、自治会の役員のごみ減量等役員が全部処理しなけれ

ばならない。現状はそんな状況です。

可否決定はどういう形でやっているのか、お聞きをいたします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

不燃ごみの収集については、委託業者が収集を行っており、不燃置場に分別が正しくない違反ごみが出されていた場合には、委託業者の判断により、収集せずに違反シールを貼っていただくこととしております。

以上でございます。

○中本委員

違反シールを収集業者が貼っているということであります。したがって、700か所を1業者がやるわけではないわけで、数業者に分かれて回収をしているんだというふうに思っております。

全ての委託業者に分別、あるいは、そういう中身を周知徹底して指導者を指導するということが必要だというふうに思っております。

指導しているから、見た感じで違反の分別ができていないシールを貼って帰るんだというふうに理解をしております。

なお、周知徹底して収集業者にもよろしく、何でこれが駄目なのかと、シールが貼ってあるのかという、そういうごみ減量の役員の方からも、ちょっと声を聞く場合があるんですけども、そういう場合は「ちょっと写メ撮っておきましょうか」というような形を、今うちの自治会では進めている。他の自治会も進めております。

収集業者に、周知徹底をお願いをしておきます。

違反ごみは、どのくらいの数があるのかと。今の不燃ごみの収集場所があって、一応700という数字が、場所が出てきましたけど、そういう報告は業者から出ておりませんか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

委託業者が違反ごみに違反シールを貼って収集しなかった場合、委託業者には市への報告を求めています。

以上でございます。

○中本委員

シールを貼った分別できないごみを、かなりの量があるというふうに私は思っております。そんな状況の中であるのであれば、分別をもう少し柔らかくするとか。それを今、喫緊の課題だというふうに思っておりますので、ちょっと先ほどの分別の指導徹底は業者にはちゃんとしておるということでありますが、再度もう一回、すみません。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今、市内の不燃ごみについては、3業者で収集を行っておりますが、毎年全ての業者

に対して収集運搬業務に係る打合せを行っており、その際、分別や作業手順の指導を行っております。

以上でございます。

○中本委員

そうだというふうに私思っておりますので、その指導は徹底してやっていただくようお願いをしておきます。

違反ごみの件数が把握できてないということ、これは大変かも知れませんね。しかし、実態を一応調べてみる必要があるんじゃないでしょうか。

直近の収集日にちょっと回ってみますと、10か所で大体半分ぐらいは、そういうシールが貼って置いて帰っている。あるいは、日によってちょっと違いますけど、2つか、あるいは多いときは4つか5つ、ちょっと回った中でそういうのが出てきているということは、高齢化社会になって障害者を含めて分別ができないんだというふうなことにつながるわけですね。

したがって、そのごみを全部、ごみ減量等推進委員が持ち帰って、全部分別をし替えて、改めて次の日に出すということをやっております。

業者が取りに来いと言え、取りに来てくれるというようなこともあります。一応自治会で、ちゃんとこういう分別をやり替えようということで、今、自治会ではそういう形でやっております。

したがって、シールを貼られたごみがそのまま残っているということでもありますので、かなり残っている個数が出ていうふうに思っておりますが、これはどのような対応をするのか、お聞きをしておきます。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

委託業者が違反シールを貼って置いて帰った場合につきましては、ごみ減量等推進委員などのごみ置場を管理していただいている方に、違反ごみがあったことを回覧していただくか、そのまま置場に残留して経過観察をしていただくなど、誤った分別のごみが出されていたことを置場の利用者に周知していただいております。

お尋ねのどのような対応をするのかということでございますが、回覧や経過観察をしても違反ごみを出された方が分からない場合には、環境事業課に処理困難ごみの処分依頼申請書を提出いただいて、市で回収を行うこととしています。

ごみ減量等推進委員など、ごみ置場を管理していただいております皆様には大変御負担をおかけしておりますが、引き続き御理解と御協力をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○中本委員

大変負担がかかっております。これは現状は、そんな状況なんですよね。

障害者の方でもまだ持っていけない。あるいは、高齢者の方でも持っていけない。重たい。約20mだけど持っていけない。そういうことが現状に起こっているわけですから、

じゃあどうするかっていうことを喫緊に考えていく必要がある。

周南市ではもう実践しているわけですね。障害者、高齢者、ごみが出せないところにはどうしようかと。今現状では、分別を個人でやろうということで、今、周南市は実践的にやっております。

そんだけ早く取り組まなければいけないという事案であろうというふうに思っております。大変な作業でありますけどね。

しかし、それはやっぱり行政としてやっていかなければならない。最低限のサービスは、できるところでやらなければいけないというふうに思っております。ぜひよろしくお願いをしておきたいと思います。

最終的には、ごみは戸別収集を最後にはするかどうか。そこに、それが早く政策をそこに持っていくかどうかということにかかってくる。生ごみも含めて、自宅の前で回収してくれる。それが喫緊の課題になってきているというふうに思っておりますが、かなり予算をそこに投入しなければならないということはよく分かっております。

しかし、予算を投入するから大きなお金がかかるから駄目だというような問題ではないんですね、今現状では。そのことをよく理解されまして、戸別収集ということにも含めて、さらに検討をしていただきますようお願いをしながら、ごみ減量等推進の中で、ごみ減量等の委員の皆さんが、どこまでその辺を注視しておられるか、周知、そういう声が届いているのかどうかということも議題に入れて、ひとつ議論をしなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○仲山委員

先ほど話がありましたが、ちょっと確認なんですけども、牛島コミュニティセンターのほうの廃止に向けてというところで、伴って起きることとして、コミュニティ協議会自体はなくなるってというような話であったかと思っておりますけれども、室積の協議会のほうに入るといような形になるのかと理解をしてるんですけれども、いわゆるコミュニティの困り事というか、そういったことについて、自治体との連絡・相談の手段としては、室積のほうの協議会経由で届けるという形になるんでしょうか。ちょっとその辺り、お願いします。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

コミュニティの課題や地域の共通事項に関する市との連絡・相談体制について御質問があり、お答えします。

牛島ぐるみ協議会が解散した後は、自治会が地域の窓口として、市と連携していくことになるものと考えております。

しかしながら、これまでどおり、島での生活に支障が生じることがないように、室積まちぐるみ協議会や室積出張所との連携体制について、今後も牛島自治会と調整を図りたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

困ることがないように、しっかりとその辺りは対応していただければと思います。

これも確認なんですけれども、以前も聞いたかと思うんですけれども、センターに保管しているっていうか、展示をしているものもあるんですけれども、地域資料については、教育委員会のほうが扱うという理解でよろしいのでしょうか。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

コミュニティセンターに保管されている地域資料の取扱いについて御質問いただきまして、お答えします。

現在、牛島コミュニティセンターには、牛島小学校児童の作品や、「牛島丸」と記された大漁旗、手動式の汽笛などの備品が保管・展示されております。これらにつきましては、教育委員会をはじめとする関係所管と調整を行い、施設解体までに移設または撤去が行われるよう、対応しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

どういふんでしょうか、資料的に価値のあるものについては、しっかりと保管・活用できる形を模索していただければと思います。

では、次になんですけれども、これはコミュニティセンター、どこのコミュニティセンターでも全般のことなんですけれども、コミュニティセンターには様々な備品っていうか、物があるんですけれども、市のほうの備品という位置づけのものと、多分コミュニティ協議会の備品とか、あるいは寄附を受けたとか、何かいろいろなものがあると思うんですけれど、これらはどういった形で管理されているか、台帳か何かで管理されているのか、その辺りについて伺います。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

コミュニティセンター備品の管理状況についてお答えします。

市が購入した備品につきましては、光市財務規則に基づき備品台帳に登録し、管理しております。

一方、コミュニティ協議会が所有している物品や、コミュニティ協議会への寄附により取得した物品につきましては、市の備品として管理していないことから、その全てを把握しているものではございません。

以上でございます。

○仲山委員

その中で故障であるとか、あるいは壊れるとかいったようなことが起きたときの対応、修理や更新っていうんですか、その辺りについては、今の話でいくと、市の備品である場合は、市のほうが対応については受け持つという理解でよろしいのでしょうか。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

故障等への対応や更新が必要となった場合の取扱いについてですが、市が購入し、備品台帳で管理している備品につきましては、使用状況や必要性を踏まえ、市の責任において修繕や更新を行っております。

例えば、事務室などで使用している机や椅子、電話機などがこれに該当します。

一方、コミュニティ協議会が独自に購入した物品や寄附により取得した物品につきましては、原則として、市による修繕や更新の対象とはなっておりません。

以上でございます。

○仲山委員

承知いたしました。ありがとうございました。

次に参ります。

東荷地区のほうに、地域おこし協力隊の方が入って活動を始めていらっしゃると思うんですけども、この方は地域テーマのミッションだったと思うんですけども、その目的やミッションっていうのは、どういったことと設定されているのか伺います。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員御質問の地域おこし協力隊の活動目的及びミッションについてお答えします。

東荷地区に着任した地域おこし協力隊につきましては、令和7年8月に1名が着任し、3つの柱、14の項目、30の方向性で構成された東荷コミュニティプランの実現支援や、コミュニティ活動に関する情報発信の支援を主な目的として活動しております。

具体的には、伊藤公記念公園や里の厨などの地域資源を活用した地域活性化などに取り組んでおります。

以上でございます。

○仲山委員

地域コミュニティプランの具現化っていうか実現、あるいは活性化、情報発信というところで、まさしく地域ミッションといった状況かと思います。

現在、活動の状況としては、どのような状況でしょうか。

○園田地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

それでは、委員御質問の地域おこし協力隊の活動状況についてお答えします。

着任以降は、地域住民との交流を深めるとともに、地域の風土や活動に慣れ親しむことを目標として、あいさつ運動や清掃活動をはじめ、文化祭、どんど焼き、「つかり探訪ウオーク」、ほたる祭りなど、多くの地域行事に積極的に参加しております。

また、自主的な取組も実施しており、本年3月にはモルック大会を初めて開催し、地域住民の交流の場を創出するとともに、約60名の参加を頂きました。

さらに、4月には、旧伊藤博文邸において、かるた大会や紙芝居の上演を行う「伊藤公祭り」を開催しております。このほか、自身の特技を生かした地域活動にも取り組んでおります。

今後につきましても、地域の様々な取組に積極的に関わりながら、ミッションの達成に向けた活動が展開されることを期待するとともに、市といたしましても、その活動が円滑に進むよう支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

大変活発に活動されている様子、お伺いしました。

地域ミッションの活動、これまさしく本当に地域にとっては大事なことなんですけれども、一般論としてですが、地域おこし協力隊、地域ミッションでの隊員の方っていうのは、隊員の任期終了後、定住するところがなかなか難しいケースが発生しやすいということがございます。

今後、定住していただくことも含めて、しっかりと支援のほうを行っていただければと思います。

以上です。

先ほどこれも話が出ましたが、第3次一般廃棄物処理基本計画の策定に取り組まれているところだと思います。進捗状況について、先ほどお伺いできなかったかと思うのでお伺いします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

一般廃棄物処理基本計画の策定についてでございます。

今年度は、現行の第2次光市一般廃棄物処理基本計画の計画期間の最終年度となりますことから、今年度中に第3次光市一般廃棄物処理基本計画を策定することとしております。

現在の進捗状況でございますが、本年5月に策定の目的や計画の位置づけ、計画期間、計画の対象及び策定体制などの基本的な策定方針を決定しましたことから、今後は、今月26日に開催する予定の光市廃棄物減量等推進審議会において、計画の策定方針や市民アンケート調査の実施について委員の皆様説明を行い、御意見を頂く予定としております。

以上でございます。

○仲山委員

早速取り組まれ始めて、基本方針は決定して、これからそれを基に進めていくっていう状況かと思います。

たしか以前、話の中で、アンケートを実施するという話があったかと思うんですけれども、その辺りについてどのような状況か、予定どおりに進んでいるのか、その辺りについてお伺いします。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

第3次光市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた市民アンケート調査についてでございます。

当初、市内在住の18歳以上の男女1,500名を無作為に抽出して実施することを考えておりましたが、より効果的・効率的にアンケートを実施するため、実施方法を変更いたしました。

具体的に申し上げますと、本年6月に企画調整課が実施した光市まちづくり市民アンケートの設問のうち、ごみの減量化やリサイクル活動への参加状況、ごみの収集・処理対策、資源のリサイクル対策への満足度及び重要度、ごみの分別に対する意識の項目を活用するとともに、ごみ減量化やリサイクルへの取組状況、ごみの収集体制、ごみの分別やリサイクルに関する情報源、ごみ収集やリサイクルに係る制度に関する項目については、各地域において御選出いただいております、ごみ減量等推進委員を対象として、6月から7月にかけて全10会場で開催する予定の第1回ごみ減量等推進委員会会議に御出席いただいた委員の皆様は、会議の中でアンケート調査に御協力いただくことといたしました。

ごみ減量等推進委員の皆様は、ごみの収集に対する地域住民の意見や要望を市に伝えるなど、市と地域との連絡・調整を担っていただいております、日頃の活動の実体験に基づいた貴重な御意見をいただけることを期待しております。

以上でございます。

○仲山委員

まちづくり市民アンケートのほうで、重なる項目なんかはそちらのほうで取るとかいうことも工夫されて、いろいろと進めてらっしゃることも分かりました。

それらを含めてですけれども、今後、アンケート結果なんかも含めてでしょうけれども、今後について、進め方について何かありましたら伺います。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

今後のスケジュールでございますが、7月にごみ減量等推進委員会会議でアンケート調査を実施した後は、さきの委員会でも御説明させていただきましたとおり、8月にアンケートの集計・分析を行い、10月頃に2回目の光市廃棄物減量等推進審議会を開催、12月に本委員会でも中間報告をさせていただいた後、年明けにかけてパブリックコメントを実施、2月頃に3回目の審議会を開催し、3月の委員会でも最終案を報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今、スケジュールもお伺いしました。先ほどから当委員会でも共通したこととして、ごみ出しの困難な方に対する支援のことについて話が出ておりますが、こういったよう

なことも研究されているという話も先ほどありました。何らかの形で、その成果が盛り込まれていくことを期待したいと思います。

以上でいいのかな。もう一点ありました。すみません。

最近もまた話がいろいろ出てくるんですけども、消費者トラブルといいますか、特殊詐欺といいますか、そういったような市民が巻き込まれるそういったトラブルについての最近の状況はどんな状況か。また、対応がありましたら、その辺りもお伺いいたします。

○中原生活安全課長

消費トラブルの事案について、最近の状況と対応についてお答えします。

最近の目立つ事案としましては、SNSの広告などから投資を持ちかける投資詐欺などが増えています。万が一被害に遭った場合は、警察や弁護士会などの専門機関へ迅速につなぐようにしています。

また、大手通販サイトなどを装い、メールや電話などで個人情報を読み出すフィッシング詐欺などもあり、状況を把握し、アドバイスを行うとともに、同様の事案が発生している場合は、メール配信を活用し、タイムリーに注意喚起の情報発信を行っています。

そのほか、主に高齢者世帯をターゲットに突然訪問し、今すぐ工事しないと危険などと不安をあおり、不要な契約を迫る点検商法などもあり、契約後でも一定期間内であれば解約できるクーリングオフ制度の適用など、サポートをしています。

以上です。

○仲山委員

対応をしっかりしていただいているっていうこと分かりましたが、要は相談をしてもらえたらいいし、御本人がこれは怪しいかなと気づくことが大事なんでしょうけど、そのための啓発が大変重要だと考えていますが、最新情報での啓発ってのが大変大事なところだと思います。

今、啓発についてはどのような活動を展開していらっしゃるかお伺いします。

○中原生活安全課長

消費生活センターでは、消費者被害の未然防止や拡大防止対策を強化するため、出前講座の開催やメール配信サービスにより、増加傾向にある消費者トラブルや、研修会、無料相談会などに関する情報発信をするとともに、ホームページ等で注意喚起をするなどの啓発活動をしています。

出前講座の開催に関しては、老人クラブやいきいきサロン、市内の高校やサンホームに個別に御案内し、受講者を増やす取組をしており、昨年度はそのほか社会福祉協議会などの各団体合わせて876名が受講されています。

以上です。

○仲山委員

大変大勢の方に伝えられているなと思います。

あとは、今おっしゃっていたメール配信であるとかLINEでの情報、SNSを活用したとか、そういった情報発信もされていることと思いますけれども、その辺りも含めてしっかりと伝えて、被害を未然に防げるように努めていただくようお願いして終わります。

○藤川委員

先ほどの先行委員の質問の延長になるんですけれども、一般廃棄物処理基本計画の第3次を、これから計画を立てるところで、市民のアンケートなど参考にされているということだったんですけれども、市民アンケートは、ある項目ごとに答えるようになっているんですけれども、何かフリーワード的にこういうことが困っているという、そういったようなアンケートを取るつもりはあるのでしょうかということと、もう一つ、今月行われる委員会のほうでもアンケートを取られるということだったんですけれども、実際行かれる方っていうのは、もちろん元気で足を運べる方だと思うんですけれども、アンケートを取られる年齢層は、こういった年齢層を考えられているのでしょうか。

○梅本環境事業課長兼深山浄苑長

一般廃棄物処理基本計画のアンケートについてでございますが、各項目ごとに御回答いただくこととしておるんですけれども、フリーワード、自由記載の欄は設定をしたいというふうに考えております。

それから、もう一点が年齢層についてなんですけれども、ごみ減量等推進委員会議に出席される方が対象になりますので、いろんな世代がいらっしゃると思うんですけれど、40代から70代ぐらいが中心になるのではないかというふうに想定されます。

以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。ぜひ委員の方には地域の声を拾っていただいて、反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

ここで、本委員会の年間テーマの一つであります「ごみ問題」について、委員間討議を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということでございますので、「ごみ問題」に係る委員間討議を実施いたします。恐れ入りますが、執行部の皆さんは一旦退室をお願いいたします。傍聴の皆様は、引き続き傍聴いただいて結構でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○委員長

年間テーマの一つであります「ごみ問題」について、先ほどからいろいろ皆さん方のご議論がございました。視察にもあちこち参りましたし、勉強会も開催させていただきました。だいたいの議論が出尽くしたのではないかなとわたくしは感じましたので、今日は、皆さん方に、最後、ごみ問題について委員間討議をかけて、もし皆さん方が一致した意見をみることができれば、まとめとして、市長へ提言したいと思います。

それでは、私のほうからごみ問題についてということで、ちょっと報告をさせていただきます。

現状のごみの収集体制について、可燃ごみは周南地区衛生施設組合、不燃ごみは周南東部環境施設組合で処理しており、収集を根本から変えることは当市だけでは困難な状況であります。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢化のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、高齢者等、通常のごみ出しの困難な世帯にどのような支援ができるのか検討してまいりました。

1つ、高齢者や障害のある方などの在宅生活を支援するため、日々のごみ出しが困難な世帯を対象に、自宅までごみの収集に行く戸別収集を実施。

2、収集時にごみが出されていない場合などには、安否確認を実施。

この2点について、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を指定された集積所に排出することが困難な高齢者、障害者等に代わって当該廃棄物を収集することによって、高齢者の日常生活の負担を軽減し、在宅の高齢者の福祉の増進に資することが大切である。

あわせて、現状、光市では、ごみ収集はそれぞれの指定の袋でお願いしており、有料であります。ごみ袋の会計は赤字です。指定ごみ袋を導入して18年、このままでは、ごみ収集に対するサービスを向上させることは困難であります。ごみ袋の製作・配布を周南地区衛生施設組合に一元化し、赤字を克服することが将来につながり、より持続可能な社会を形成することが大切です。

というまとめをちょっとしてみたいんですが、ええ面もあれば、悪い面も恐らくあるかと思いますが、皆さん方の意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○中本委員

先ほどごみ問題について質疑をさせていただきました。

何回も何回も同じことをずっと言っておりますので、今の光市のごみの分別方法とか、あるいは、光は厳しい厳しいという声があって、どこが厳しくてどうなんだということもよく、ちょっともう一回精査してみる必要があるかなと。

しかしながら、ごみ減量等を含めて自治会でいろんな検討をいたしました。自分たちが出したごみは、できるだけ自分たちで処理しようと、整理しようという基本的な考え方なんです。

決して市役所に、先ほど迷惑をおかけしますがっていうか、迷惑をかけてますという言い方をいたしました。実は掃除もごみもやっぱり自治会で何とか整理、処理できる

ことはやっていこうというような話を自治会でしております。

したがって、十分そういう処理の仕方をいたしますが、何せ集積所まで持っていくっていうのが、障害者を含めて高齢者が困難だという声がだんだん大きくなってきて、シールを貼られたやつは全部残していったって、ごみ減量等が自分たちで行って整理して分別して、ちゃんとしてまた次の回に立つということで、シールを貼って置いて帰った場合は、電話したら電話で次のときに持って帰ってくれというような言い方をされましたけど、それは作業も大変だから、自治会でできるだけ整理しようという気持ちは、やはり今そんな現状です。

どんどんそれが高齢化になって進んでいくことは事実でありますので、早くやっぱり方策、ごみ減量の分別方法を含めて、やっぱりよく考えていかないけんというふうに思っておりますので。

指定ごみ袋もちょっと単価が安い。柳井市は、袋の大きが300円、中が200円と、小が100円という有料で、ちょっと高くやっております。他市はあまり言いたくないんですが、プラスチックを含めて発泡スチロール、あるいはカセット、そんなものを全部入れて処理できるような状況なんですね。非常に楽だというようなことがありますので、即座に光市がそうせえという意味じゃありません。

そういうところも参考にしながら、より深く深掘りしながら、そういう現状が他市でもあるんだということで、3市で検討する、組合で早急に検討することを前向きにやらないと、今の状況じゃ戸別収集もできない、遅れてくるというようなことで、本当は戸別収集に向かっていかないけない状況なんですね。あるいは、ごみの有料も考えていかないけんということで、そんな状況なんで、ごみ問題については、先ほど委員長が文書をつくっておりますが、全くこのとおりであります。異議ありません。

できればそういう方向で、いい方向にいくように、委員会として創意工夫しながら、テーマをちゃんと市民に説明できるような形にしなければいけないというふうに思っておりますので、異議ありません。

○仲山委員

今の、先ほどから可燃ごみは周南地区衛生施設組合とか、そういう、根本から変えることにはいかないという中での話ではありますけれども、今回のごみ出し支援、これに関しては、それが今の状況でも十分できる内容ではないかというふうに、私はそこが大事なところかなと思っています。

それと、ごみを集めることのみならず、福祉面の視野から見ても、大変有効な政策であるということもありますので、ぜひこれは推したいというか、実現したいというふうに私は個人的には感じております。

以上です。

○早稲田委員

いろいろ視察等に行って見てきまして、業者だけじゃなくて職員の方が取り組んでおられたところもあったり、だからといって、すごい多くの人数の方々がやっていたので

はなくて、少人数でも行って戸別収集されている現状を見てきて、光市においても、それは自宅まで戸別収集するのは可能ではないかと考えております。

また、安否確認というところについても、市民の方は望んでおられると思うので、この1点と2点目については実現できるというほうに賛成でございます。

以上です。

○仲小路委員

一番下から2行目の「赤字を克服」とありますけども、これはもともと黒字になった分をごみの処理に回すという趣旨ではないので、たまたまごみ袋はゼロ、もうけも赤字もないというのが原則で、これをごみの処理費に回すという発想はないものなので、これを黒字にしてごみの費用を出そうというのはちょっと難しいかなという。

○藤川委員

皆さんと一緒に視察に行って、実際に成功事例も見てきたというところで、今、委員長がおっしゃられた意見が、一番光市にマッチしてるんじゃないかなというところで、今まで話し合ってきて、皆さん研究した結果をここでやっぱり発表したいというか、前に進めていくべきではないかなと私は思っています。

以上です。

○森戸委員

基本的に高齢者と障害者のごみ出し支援の部分に関しては、大賛成というふうに思います。

それはなぜかと言いますと、視察をしてきて、コスト的にもそこまではかかっていないということと、光市において考えてみるとすれば、直営方式とか委託方式もあったとは思いますが、光市であれば直営の方式で新たな予算を取らなくてもできるんじゃないかなというところが想像できるということと、市長の公約を選挙公報等で見ると、戸別収集など高齢者・障害者のごみの出し方の見直しを検討というふうに書かれてありますので、それにも合致するものだと思います。

それと、周南市ホームページ等で見てみると、この4月からスタートしていて、事業的には400万円ぐらいで行われていて、それぞれの今まで視察をしたところでは、要支援2以上が基本的になっていたと思いますけれども、周南市のほうは当初要介護2から始めて、今回拡充したということで、要支援2から幅を広げておりました。

募集の仕方も随時募集ということでやっておりましたので、あとは、さらに周南市の場合は、それプラス、地域包括支援センターまたは相談支援事業所が支援の必要性を認めた世帯も含めておりましたので、さらに幅が広がっているというような現状がありましたので、同じ一部事務組合が構成するところでも、既にスタートはしておりますので、これはすぐにでもやるべきかなというふうに思います。

もしすぐにとということで、なかなかちゅうちょするようなことがあれば、周南市のように実証実験をやってという方法もあろうかと思っておりますので、その辺はやり方次第だと

思います。

このごみ問題についての案の部分なんですけど、1点、2点ということと、2番の部分は1点の中に含まれるのかなというふうに思います。「あわせて」の部分を1個項目として立てたらどうかというふうに、文章上の問題だけなんですけど、テクニク的な部分なので、そういうふうに思いました。

先ほど仲小路委員が言われたんですけれども、質疑の中でも、ごみの有料化に向けてリーダーシップを取ってほしいというようなことを言われておりましたので、確かにごみ袋の会計の部分の赤字云々のところは、それぞれの見解があらうかと思いますので、その部分に関しては、もうちょっと丸めて表現する。

ごみ袋の一部事務組合のこともありますので、有料化とか、その部分をリーダーシップを取ってほしいというようなところの表現に変えとか、というようなところに検討されたいかがかなというふうに思いました。

ちょっと一元化の部分に関しては、もう少しひとつ飛びした状況があるんかなと思いますので、その辺のところもうまい具合にまとめていただけたらというふうに思います。

○委員長

それでは、たたき台から、1番、2番というふうに書いてありますが、1と2を消して、その最後、「あわせて、現状、光市では、ごみ収集」ちゅうのは、今、ごみ袋の話を入れておるんですが、ここを削除して、上から4分の3ぐらいですか、「福祉の増進に資することが大切である」というところまでを報告させていただきたいと、まとめとして。いかがですか。

今のごみ袋の話を入れるか入れんかという話になるわけですが、先ほど仲小路委員のほうからの御意見があったんですが、相当年数がたってますので、当初の思いと現状とではちょっとかけ離れているんだと思うんですね。

その辺はちょっともう一回整理をする必要があらうと思いますので、頭のほうのごみ問題について、「現状のごみの収集体制について、可燃ごみは周南地区衛生施設組合、不燃ごみは周南東部環境施設組合で処理しており、収集を根本から変えることは、当市だけでは困難な状況であります。高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢化のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、高齢者等、通常のごみ出しの困難な世帯にどのような支援ができるのか検討してまいりました。

高齢者や障害のある方などの在宅生活を支援するため、日々のごみ出しが困難な世帯を対象に、自宅までごみの収集に行く戸別収集を実施、収集時にごみが出されていない場合などには、安否確認を実施、この2点について、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を指定された集積所に排出することが困難な高齢者、障害者等に代わって当該廃棄物を収集することによって、高齢者の日常生活の負担を軽減し、在宅の高齢者の福祉の増進に資することが大切である」という文章にして、最終日の本会議において報告することを、議長に申し出たいと思いますが、いかがでございましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議なしと認めます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○委員長

それでは、先ほどの委員間討議の内容を報告させていただきます。

ごみ問題について委員間討議を行いました。

年間テーマであります「ごみ問題」について、先ほど委員間討議を行い、「現状のごみの収集体制について、可燃ごみは周南地区衛生施設組合、不燃ごみは周南東部環境施設組合で処理しており、収集を根本から変えることは当市だけでは困難な状況であります。高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢化のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、高齢者等、通常のごみ出しの困難な世帯にどのような支援ができるのか検討してまいりました。高齢者や障害のある方などの在宅生活を支援するため、日々のごみ出しが困難な世帯を対象に、自宅までごみの収集に行く戸別収集を実施。収集時にごみが出されていない場合などには、安否確認を実施。この２点について、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を指定された集積所に排出することが困難な高齢者、障害者等に代わって当該廃棄物を収集することによって、高齢者の日常生活の負担を軽減し、在宅の高齢者の福祉の増進に資することが大切である」という意見をまとめまして、今定例会最終日の本会議において、本内容により報告することを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

採決の結果、このことについて、今定例会最終日の本会議において、委員会としての報告を行いたい旨、議長に申し出ることとなりました。

報告は以上でございます。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第36号 光市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：和久総務課長兼本庁舎建設準備室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第40号 光市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。

まず、職員の勤務シフトですけれども、先日、一般質問でありました早出遅出の3パターンを6パターンにしたとありましたが、3パターンの勤務時間と6パターンの勤務時間をお示してください。

○和久総務課長兼本庁舎建設準備室長

職員早出遅出勤務につきましては、育児または介護を行う職員を対象に、職員が自身のライフステージに応じた柔軟な働き方を可能にする制度となっております。

1日の勤務時間は、通常の勤務時間と同じで、休憩時間を除き7時間45分となりますので、就業開始時刻を申し上げますと、制度制定当初は就業開始時刻を7時、10時、13時の3パターンとしておりましたが、この3パターンでは子供の迎えに対応ができないという職員からの要望を受け、令和6年9月に見直しを図り、現在では、就業開始時刻

を7時、7時30分、8時、9時、9時30分、10時の6パターンから選択できるようになっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。現在、6パターンの活用状況をお示してください。

○和久総務課長兼本庁舎建設準備室長

活用状況は、令和6年度が1名、令和7年度が3名、令和8年度は現在のところ3名となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。時間ごとの活用は分かりますか。

○和久総務課長兼本庁舎建設準備室長

令和6年度、1名の職員は7時30分から、令和7年度、3名の職員は7時30分、8時30分、9時から、令和8年度の3名が7時30分、8時、9時30分となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、防災士の資格取得ですけれども、防災士の取得は防災対策として重要であると思われます。

市民の資格取得については助成を行い推進していますが、防災危機管理課の職員全員が取得することが望ましいと思いますが、推進についてはどのように取り組んでいますでしょうか。

○周田防災危機管理課長

防災危機管理課職員の防災士資格につきましては、必要な経費を毎年予算計上し、資格取得に取り組んでおり、直近3年間の実績を申しますと、令和7年度1名、令和6年度2名、令和5年度1名が取得しております。

なお、現在、防災危機管理課に在籍する職員5名のうち3名が防災士の資格を有しておりますが、今後とも、順次、資格取得に取り組んでまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。取り組んでいただいているということで了解しました。

それから、今年度、策定もしくは改定の国土強靱化地域計画及び光市地域防災計画に

ついて、策定についてのこれまでの進捗状況と今後の予定をお示してください。

○周田防災危機管理課長

まず、光市国土強靱化地域計画の改定及び光市地域防災計画の修正の進捗状況についてお答えします。

両計画については関連する部分も多く、それぞれの計画の内容の整合性や経費の削減を図るため、委託内容を精査した上で一括発注することとし、6月17日に、応用地質株式会社山口営業所と契約の締結を行い、既に1回目の打合せを実施しております。

次に、今後の予定でございますが、光市国土強靱化地域計画につきましては、3月の計画改定に向けて、契約業者との複数回の打合せや関係各課との調整、パブリックコメントの実施、県との調整など実施してまいります。委員の皆様方にも中間報告や最終報告を行う予定としております。

一方、光市地域防災計画につきましては、光市防災会議において作成することとなっておりますことから、契約業者との複数回の打合せや関係各課との調整の後、11月開催の防災会議にお諮りするとともに、県との調整を行い、3月に計画の公表を行う予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、ペット同行避難所移設ですけれども、ペット同行避難所は、今年度より浅江中学校に変更となりましたが、ペットの避難所の移設工事の進捗状況をお示してください。

○周田防災危機管理課長

ペット同行避難所の移設工事の進捗状況でございますが、既にユニットハウス3棟の移設は終わっており、予定どおり7月1日から使用できるものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上です。

○中村委員

それでは、私から、消防団について質問をさせていただきます。

全国的には、団員数の減少や高齢化というのが課題となっていると思っております。

本市における消防団員数の推移と充足状況はどのようになっているのか、お知らせください。

○秦消防担当課長

それでは、ただいま消防団員の団員数の推移と充足状況についての御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、消防団員の推移の状況と充足状況について、過去3年の状況についてお答えを申し上げます。

なお、団員数及び条例定数500人に対する充足率につきましては、4月1日時点の状況で申し上げますので御了承ください。

令和6年度486人、97%、令和7年度459人、92%、令和8年度451人、90%となっております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。そこまではないんですが徐々に減っているなという印象を受けました。ありがとうございます。

今後、団員確保という課題もあると思いますが、それに向けて、現在どのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○秦消防担当課長

消防団員確保に向けた取組についてお答えいたします。

委員御承知のとおり、近年は地域活動に対する意識の希薄化や少子高齢化などを背景としまして、全国的に消防団員の確保が課題となっており、本市においてもただいまお示ししましたとおり例外ではございません。こうしたことから、消防担当部といたしましては、まず市民の皆様に消防団を知っていただき、その活動に対する理解を深めていただくことが消防団員確保につながる第一歩であるものと考えています。

このため、若年層を主なターゲットとして、消防団員の活動内容や報酬、それから、公務災害補償制度などについて、ホームページに掲載しておりますほか、光まつりや消防まつりなどにおいても、積極的な情報発信に取り組んでいます。

また、来る7月5日開催の光市消防団操法大会においても、消防団の車両や各種資機材に直接市民の皆様に触れていただく機会を設けるとともに、消防団の活動状況を紹介する掲示などを行う予定としておりまして、消防団が地域を守る身近な存在であることの周知に努めてまいります。

さらには、本年度は新たな取組といたしまして、生成AIを活用した本市オリジナルの消防団員募集ポスターを作成し、公共施設や店舗等への掲出を考えております。現在、その準備を進めているところでございます。

引き続き、本市の消防力を維持、充実していくため、消防団員の確保に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。各種イベントでの情報発信や操法大会がありますので、そのあたりで活動状況を皆さんに周知していくというところと、A I で募集のポスターを作って募集をしていくというところ、分かりました。ありがとうございます。

消防団員の確保というのが課題となる中で、地域防災力を維持していくためには、女性の活躍も重要であると思っております。

女性消防団員が実際にどのような活動を担い、どのような場面で活躍されているのかをお聞きすることで、今後の団員確保や消防団活動への理解、促進につながるものと考えております。

そこで、女性消防団員の職務内容についてお聞かせください。

○秦消防担当課長

それでは、再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、本市の女性消防団員について、状況を御紹介いたしますと、本年4月1日現在における女性消防団員数は21人であり、消防団員全体の4.7%を占めております。

次に、委員お尋ねの活動内容についてでございます。

本市の消防団員は、基本団員と機能別団員に区分しており、女性消防団員の内訳は、基本団員が18人、機能別団員が3人となっております。このうち、基本団員18人の内訳でございますが、火災予防広報や出初め式等の行事を中心に活動する団員が8人、火災現場での消火活動をはじめとする災害対応に従事する団員が10人でございます。また、機能別団員3人につきましては、牛島地区において、火災予防広報や情報伝達、初期消火などの特定の活動に従事していただいております。

このように、本市では男女問わず、それぞれのライフスタイルに応じて活動できる環境づくりに取り組んでいます。

引き続き、多様な人材が活躍できる消防団づくりを進め、女性消防団員の確保及び活躍の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○中村委員

女性消防団員の職務内容についてよく分かりました。ありがとうございます。

私自身、地域で活動する中で、多々消防団の皆様の存在の大きさというのは実感しているところでございます。

将来にわたって地域防災力を維持していくためにも、今後の団員確保や活動しやすい環境づくりを着実に進めていただくことをお願いし、質問を終わります。

○仲小路委員

すみません、もう1点お願いします。

旧東荷小学校前の消防機庫は現在使用していないようですが、今後どのような予定でしょうか。

○秦消防担当課長

それでは、旧東荷小学校前の消防機庫についての御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

旧東荷小学校前の消防機庫につきましては、委員御承知のとおり、昨年4月の消防団の分団統合に伴い、旧塩田小学校前の消防機庫とともに用途を廃止したところでございます。

この建物は東荷地区の消防器具庫として、昭和61年12月に旧大和町が整備した木造瓦ぶき平屋建ての建築物でございまして、建築後、約40年が経過している状況にございます。

御質問の今後の予定につきましては、老朽化が進行しておりますので、倒壊等の危険も懸念されますことから、令和10年度を目途に解体する方向で考えています。なお、跡地の活用につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○中本委員

それでは、1点ほど質問をさせていただきます。

令和8年度に老朽化した本庁舎の建設に向けて、予算26万円が予算化されました。本庁舎建設準備室ということであります。新たな動きが出てきたというふうに思っております。

現状では、見たとおり非常に老朽化あるいは耐震不足ということで、危ない状況の中の施設であります。行政一環の施設でありますので、非常に重要な施設だというふうに認識を持っております。

現状でのそういう準備室についての中身、どういう形で今からスタートするのか、お考えがあればお聞きをしておきます。

以上です。

○和久総務課長兼本庁舎建設準備室長

本年4月に本庁舎建設準備室が新設され、新庁舎の建設に向けた検討を本格的に開始しております。

まず、最初のステップとして、先月、職員アンケートを実施いたしました。また、5月中旬に開催した部長級職員が出席する政策調整会議において意見交換を行うなど、庁内における具体的な検討もスタートさせたところです。

今後は、市民アンケートや先進地視察の実施の後、基本構想策定業務の発注準備など、段階的に進める予定としております。

以上です。

○中本委員

準備室が立ち上がったわけでありますので、まだ具体的なことは現状では難しいのかなというふうに思っております。

職場の環境整備、これが非常に重要だと思っております。老朽化・耐震不足、災害時の重要な施設であるということで、現状では停電したり、いろんなときに、この耐震化がない、災害時も非常に厳しい状況の施設が、機能が低下してしまうというおそれが以前にもありました。

今後もそういった機能が低下するような状況が起きるというふうに私も考えておりますので、ぜひ早急にどういう形で、どういう内容で、厳しい予算状況の中で予算もありましょう。そういうことも含めてさらに検討を深め、また改めてそういう状況の決定する中で、またお知らせをしていただきたいということをお願いをしておきます。

以上です。

○早稲田委員

では、1点質問させていただきます。

選挙に関するアンケートが実施されるということですが、実施状況についてお示しください。

○山根選挙管理委員会事務局長

3月の委員会時に前任の事務局長が一定の御説明をさせていただいておると思いますが、このたび市民の意向を踏まえ、投票時間の繰上げ実施の可能性を検討するため、選挙に関するアンケート調査を実施させていただいております。

まず、アンケート調査の対象者及び人数につきましては、選挙人名簿に記載のある市内の有権者の中から無作為に1,000名を抽出し、6月3日に発送させていただきましたが、その際、男女比、年齢層、投票区ごとの人数がおおむね平準化していることは確認しております。

次に、アンケートの項目についてですが、主に投票終了時刻の繰上げについての賛否、また、どの時間帯が適切か等を尋ねる内容となっております。

なお、明日6月26日までにポストに御投函いただくよう御案内しており、回答数が確定するまでに今しばらく日数を要しますが、昨日までに461件の回答をいただいております、統計学的に信頼性が高いとされる信頼度95%及び許容誤差5%以内の条件に必要なサンプル数の約400は上回っております。

今後、夏の間には職員による集計、分析及び選挙管理委員会での協議を経まして、秋にはアンケート結果とともに一定の方針をお示しできればと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

投票時間の終了時刻の繰上げについてということですが、山口県内の他市町の状況はいかがでしょうか、お示しください。

○山根選挙管理委員会事務局長

3月に、私どもで調査集計した資料でお伝えさせていただきたいと思いますが、投票時間の繰上げを実施している市町が、県内19市町のうち15市町、投票所で申し上げますと、県内777投票所のうち401投票所という状況でございました。

以上でございます。

○早稲田委員

19市町のうち15市町が既に終了時刻の繰上げを行っているという現状が今確認できました。

最近の傾向として、年々期日前投票で投票する方も増えているということですし、本市も時間短縮の方向でよいのではないかと私自身は考えています。

アンケートの最終結果を待っていただきまして、しっかり集計いたして、また結果について報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○仲山委員

今質問があった内容で、ちょっと補足的に聞きたいことがありますので聞かせていただきます。

ペット同行避難所なんですけれども、場所が変わったこと以外に、例えば利用条件だとか、何か変わることはあるんでしょうか。

○周田防災危機管理課長

場所以外の変更点はございません。

以上でございます。

○仲山委員

承知いたしました。それと本庁舎の準備室のほうの話の中で、職員アンケートという話が出てまいりました。市民アンケートもこれから行われるということですが、職員アンケート、全てでなくてもいいです。どういった内容を職員の方々からアンケートを取られたのか、ちょっとざっくりと内容、どういう内容をというのを幾つか、ないしは大事なところがありましたら教えていただけますか。

○山岡総務部長

アンケートの内容のお尋ねをいただきました。

基本的には多くの職員から自由記述で意見や要望等を集めたので、細かい項目をいくつも定めたものではございません。

以上です。

○仲山委員

自由記述ということで、どういう目的で、どういうことについての御意見を求められたのかなというのが気になったのでお伺いしたんですけれども、また後々、またいろいろ進めていかれる中で、その内容についても踏まえたことを御報告いただけるものと思いますので、楽しみにしております。

では、質問させていただきます。

避難所に備えられている資機材や備蓄品というものがございます。こういったものの点検をなさっていると思うんですけども、その点検の方法と実施の状況というのを教えてください。

○周田防災危機管理課長

避難所に備えております資機材、備蓄品につきましては、防災庁舎及び18か所の避難所に設置してある防災倉庫で保管しております。

資機材の点検でございますが、地域づくり支援センターや、あいぱーく光、各コミュニティセンター等12か所については、毎月1回、施設管理者が点検を実施しており、防災危機管理課まで報告がされることになっております。

その他の公立の学校6か所の点検につきましては、防災危機管理課職員が1年に1回以上の頻度で点検を行っております。

それから、アルファ化米等の生活物資である備蓄品については、防災危機管理課において賞味期限等を管理しており、必要に応じて入替えを行うなどの対応をしております。

以上でございます。

○仲山委員

管理者のほうで月1回、それぞれの避難所の分はやっていらっしゃるのと、これ、今、方法ということもお伺いしたんですけども、細かくはなかったので、ちょっと補足的に聞くんですけれども、チェックシートみたいなものを作って、防災危機管理課のほうにやり取りをしているとか、そういうやり方なんでしょうか。それとも口頭というか、ざっくりと大丈夫でしたみたいな報告なのか、そのあたりお願いします。

○周田防災危機管理課長

防災用品点検表というチェックシートを毎月提出いただくとともに、異常があった場合には電話で連絡をいただくようにしております。

以上でございます。

○仲山委員

ちゃんとチェックシートでやっていらっしゃるということが分かりました。

その点検をした結果、見つかった課題というか、問題というか、そういうもの及び対応が必要であったというような、そういう事案としてはどんなものがあったのかなかったのか、あればどういうものがあったかお伺いします。

○周田防災危機管理課長

資機材のうち、発電機において、エンジンの不具合など点検で異常が確認されることがございます。すぐに代替品を配備して、対象の資機材の修理等を行っております。

以上でございます。

○仲山委員

避難所によって多少は違うか、状況は違うかと思うんですけれども、外置きの物置式といますか、ああいうものの場合、季節によって大変高温になります。中にしまっているものについて、以前に視察というか、見学というか行ったときに、中にはテレビのような、たしか家電製品も置いてあったりということもございましたし、しまっているものの中にプラスチック部分の多いものを含んでいるものだとか、高温になりますと変形であるとか、いろいろと劣化だとかいうことも心配されますので、作動の確認であるとか、それから、劣化等に関しても、年に一度はしっかりと見ていただくようお願いをしておきたいと思います。

次に、公共施設マネジメント等で、これからも起きてくると思うんですけど、施設廃止が行われるであるとか、学校再編等で避難所について廃止というか、変更を余儀なくされるということは今までも起きているかもしれませんし、これからも起きるものと思われるんですけれども、変更があったときの周知についてどのように考えてらっしゃるか、既にもうもしあるのであればどうされているのかも含めてお伺いします。

○周田防災危機管理課長

避難所の指定の変更については告知を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、さらには出前講座などの機会に、その地域の避難所の指定状況などの説明を行っております。

避難所は、地域住民にとっての命を守る行動の起点となる場所でございますので、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ハザードマップにも避難所の記載があるんですよね。あれあたりは更新をしていかなければならないということも、これから起きていくんだと思います。

簡便な方法で修正が可能なものなのか、それとも更新のタイミングでしか変えられないものなのか、できるだけ今おっしゃったように、速やかにお知らせしていきたいところだと思いますし、当てにする資料でもあると思いますので、少しそういったハザードマップに限らずでしようけれども、既に出ている資料等についての修正等について、方法をやっぱり考えておいていただければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○林委員

よろしくお願いいたします。1点、お尋ねをいたします。

防災用備品購入について伺いをいたします。

5月に避難資材一式が356万9,365円で落札されましたが、明細をお示してください。

○周田防災危機管理課長

5月に落札した避難所用資機材の明細でございますが、スポットクーラー26台、発電機12台でございます。

スポットクーラーについては既に納品が終わっており、発電機についても近日中に納品されることになっております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。スポットクーラーと発電機ということでありました。

スポットクーラーということは涼しいということになりますよね。この資材の配備状況を教えていただきたいと思います。

○周田防災危機管理課長

現在までの配備状況でございますが、スポットクーラーについては指定避難所となっている市内の全小中学校に2台ずつ配備することとしており、13校中9校への配備が終わっております。

発電機についても納品があり次第、主に開設する指定避難所12か所に配備する予定でございます。

以上でございます。

○林委員

市内の小中学校に2台ずつということでありますけれど、スポットクーラーといえば、暑いときに涼しくするような感覚であるかなと思っておりますけれど、せんだってのことちょっと気になったんですけれど、昨日も教育委員会でちょっとお話をしたんですけど、先般、他県の小学校で大きな火災が起こりました。テレビで拝見いたしまして、心が痛みました。

スポットクーラーにも、やっぱり電源があつたりとか、どういうものか私ちょっと分かりませんが、発電するところがあると思うんですけど、そういうところにタオルとか、そういうハンカチとか、そこに置かないようにとか、何かの機会に飛んで行ってしまうことがあるか分かりませんが、そういう部分ではしっかりと注意を促していただきたいな、注意をしていただくように、皆さんに説明をしていただきたいなと思っております。

それから、今年度の今後の資機材があれば、導入予定があればお示してください。

○周田防災危機管理課長

スポットクーラー及び発電機のほかに、今年度は赤外線暖房機、移動かまどの導入を予定しております。

これらにつきましては、主に寒さ対策としての導入となりますことから、11月中には配備計画に基づく配備ができるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。

暑いときにはスポットクーラー、また少し寒いときには赤外線の出る暖房機を配備していただくという、すごく配慮していただいているなと思います。

今後ともしっかりと配慮していただき、火災が起きないような説明もしっかりとしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。